平成 27 年度 自 己 点 検 評 価 報 告 書

平成 28 (2016) 年 3 月 びわこ学院大学

目 次

I. 建学	Pの精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
Ⅱ.沿革	・	3
皿. 評価	「機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1.	. 使命•目的等	6
基準 2.	. 学修と教授	19
基準 4.	. 自己点検・評価	51
Ⅳ. 大学	か使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	58
基準 A	教育と福祉の統合・融合	58
基準 B	地域連携•貢献	60
基準 C	実践力・人間力の育成	65

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神と大学の教育理念

びわこ学院大学(以下「本学」という。)は、滋賀文化短期大学の人間福祉学科児童福祉専攻を母体にして、平成 21 (2009)年4月に四年制の高等教育機関として発展的に創設された。本学は、学校法人滋賀学園の創始者森はなが80余年にわたり実践してきた地域への貢献を建学の精神としており、地域社会に主体的に係わり、持続的発展に貢献しようとする意欲ある人材の育成を目指している。また、本学唯一の学問領域「教育福祉学部」においては、福祉の心をもつ教育・指導者の養成を教育理念として、人間学をベースに学理と実践を統合するための柔軟な教育課程を編成している。

本学の建学精神と教育理念は、学校法人滋賀学園寄附行為及びびわこ学院大学学則に次のように謳っている。

○学校法人滋賀学園寄附行為

【資料 F-1】より

第3条 この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。

○びわこ学院大学学則

【資料 F-3】より

第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。

- 2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、 保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。
- 3 教育福祉学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする。

2 本学の使命・目標

滋賀県では高等教育機関が南部や東北部に集中し、中部地域での大学の空白時期が長年続いた。当地域における行政機関や経済界、教育関係者にとっては、大学の立地は積年の悲願であった。

学校法人八日市女子学園(現学校法人滋賀学園)は、こうした地域事情を背景として、各方面から寄せられた高等教育機関への篤い想いに応え、平成2(1990)年に「滋賀文化短期大学(生活文化学科)」を開学した。その後、平成6(1994)年にはいよいよ現実になってきた少子高齢化社会を見据えた地域福祉の第一線を担う人材養成に向けて「人間福祉学科」を開設し、実務を重視した教学を実践しており、開学以来、2,500人余の職業人を輩出し、その多くは、市内もしくは県域に職場を得てきた。

本学はこうした短期大学での福祉教育の実績を基盤に、少子化社会における乳幼児や就学児の健やかな成長に携わる深い人間愛と福祉の心を身につけた教育者と地域スポーツ教育に携わる実践的知識と技術力を備えた人材の育成を教育目的としている。

3 大学の個性・特色

今日の教育現場においては、子どもの学習意欲の低下や心身に障がいをもつ児童の増加、 跡を絶たない陰湿ないじめなど、一朝一夕には解決しえないさまざまな課題が輻輳している。 こうした状況を克服するためには学校、家庭そして地域社会が有機的に連携、協調しながら 総合力を発揮していかなければならない。また、教育者には確かな教育力はもとより、学校 問題への適応力や地域社会の構成員としてのパートナーシップなど、地域に根差したより幅 広い教育実践活動が求められている。

こうした観点から、教育福祉学部では、学校法人滋賀学園が経営する滋賀学園中学・高等学校及び附属こども園『あっぷる』での教育実習を通して学びの意義を自得する一方、障がい者、高齢者の介護施設での実務体験や、地域社会でのボランティア活動などを教学に取り入れ、福祉マインドの涵養と社会人としての良識、実践力の修得に努めているところである。

このため、教育と福祉の学修形態の緩やかな融合を重視した学際的で柔軟な教育課程を編成しており、このことは、本学の教育目的であり、特色といえる。

また、県内には小学校教諭・特別支援学校教諭の教員養成課程を擁する四年制大学は、国立の滋賀大学の教育学部のみで、進学志望者や教育関係者の教育需要に十分に応えきれていない状況にある。私学ならではの特性や持ち味を生かした創造的な教育システムや教育手法の実践に関係者から期待が寄せられている。

本学のシンボルマークは、次のコンセプトにより作成している。



びわこ学院大学の頭文字「B」と琵琶湖の波がモチーフ。カラーは滋賀県と本学の象徴である琵琶湖を表す「青」と、スクールカラーである「紺」を用い、ダイナミックな動きを見せる波形のデザインによって、大学とそこに集う学生たちのたゆまぬ成長と邁進、発展をイメージ。また、全体の形は膨らみかけている蕾を象形しており、青、紺のカラーは、大学と学生たちの知性を表現し、学生たちの知性の蕾が、今まさに大きく花開こうとしている姿、そして、蕾のなかに子どもたちを包みこむ優しさに満ちた人間形成を表現している。

Ⅱ.沿革と現況

1 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、昭和8 (1933) 年に八日市市(現東近江市) 浜野町に開設された「和服裁縫研究所」をはじまりとしている。創始者 森 はな は、日本の 美風を身につけた婦女子の育成を教育理念として、地域の子弟教育に限りない情熱を注ぎ、 これまで多数の善良な家庭人を育てるとともに、隣人や地域社会と連携して社会発展に献身 的に取り組む有為な人材を世に輩出してきた。

こうした地道な教育活動は、次第に衆目を集めるところとなり、昭和30(1955)年に「八日市和洋女子専門学院」を、昭和51(1976)年には専修学校「八日市女子専門学校」並びに「八日市高等女子専門学校」を、昭和59(1984)年には「八日市女子高等学校」を開校し、教育機関としての地歩を固め、平成2(1990)年には八日市市布施町で専門学校を母体とした「滋賀文化短期大学(生活文化学科)」を開学するに至った。

本短期大学は、建学の精神に沿って女性の社会活動に必要な知識と技能を育成する「生活文化学科」の単一学科でスタートした。その後、福祉分野での人材需要に応えるため、平成6 (1994) 年に「人間福祉学科(介護福祉専攻・人間福祉専攻)」を開設し、介護福祉士や社会福祉士など市民福祉の第一線で活躍する人材を養成してきた。さらに、平成9 (1997) 年には男女共学制に移行するとともに、平成10 (1998) 年には本学科に「児童福祉専攻」を加え、保育士の養成にも力を注いできた。

このような地域に根差した実務者養成の教育実績が評価されるようになり、より高度な専門的知識と技術力の修得に対する受験生や地域社会からの要請もあって、平成 21 (2009) 年に教育福祉学部子ども学科 (1 学部 1 学科) の四年制単科大学として、「びわこ学院大学」が発展的に創設された。さらに、学年進行を終えた平成 26 (2014) 年度において、スポーツ教育に係わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的として、「スポーツ教育学科(入学定員 40 名)」を開設した。

なお、大学名には、本学が地域と共生し、地域の発展に貢献する人材育成を目標とする高等教育機関として、滋賀の風土・文化、自然、産業などを教育実践のフィールドとしていることに鑑み、これを象徴する「琵琶湖(びわこ)」を冠したところである。

○ 学園全体の年表を掲げ、沿革を示す。

```
昭和 8 (1933)年 1月
               創始者 森 はな 和服裁縫研究所 開設
昭和 30 (1955)年 11月
              八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42 (1967)年 4月 校名を八日市女子学園に改称
昭和 44 (1969)年 10月
               準学校法人八日市女子学園 設立
                初代理事長に 森 はな 就任
昭和 51 (1976)年 4月
                専修学校として認可を受け、
                校名を高等課程 八日市高等女子専門学校
                   専門課程 八日市女子専門学校に改称
昭和 58 (1983)年 11月
                学校法人八日市女子学園 設立
                八日市女子高等学校 被服科 開校
昭和 59 (1984)年 4月
                八日市女子高等学校 教養科 開設
昭和 62 (1987)年 4月
                滋賀文化短期大学設置認可を受ける
平成 元 (1989)年 12月
                滋賀文化短期大学 生活文化学科 開学
平成 2 (1990)年
          4月
平成 2 (1990)年
           4月
                八日市女子高等学校 普通科 開設
                滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻
平成 6 (1994)年
          4月
                          人間福祉学科 人間福祉専攻 開設
平成 8 (1996)年
                第2代理事長に森 美和子 就任
          4月
                滋賀文化短期大学 人間福祉学科
平成 8 (1996)年
           4月
                人間福祉専攻の入学定員 増
                法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 9 (1997)年
          4月
平成 9 (1997)年
          4月
                滋賀文化短期大学男女共学制を開始
平成 9 (1997)年
          4月
                滋賀文化短期大学 人間福祉学科
                介護福祉専攻の入学定員 増
平成 10 (1998)年 4月
               滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻 開設
                滋賀文化短期大学 生活文化学科の入学定員 減
平成 10 (1998)年
          4月
平成 11 (1999)年
           4月
                八日市女子高等学校を男女共学制とし、
                校名を滋賀学園高等学校に改称
                滋賀文化短期大学 図書館棟 竣工
平成 13 (2001)年 12 月
平成 15 (2003)年
          4月
                滋賀学園中学校 開校
平成 19 (2007)年 4月
                滋賀文化短期大学
                人間福祉学科 児童福祉専攻の入学定員 増
                生活文化学科及び人間福祉学科
                人間福祉専攻の入学定員 減
平成 21 (2009)年
          4月
                びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開学
平成 21 (2009)年
          4月
                滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に改組
                ライフデザイン学科 開設
平成 25 (2013)年 4月 びわこ学院大学附属こども園「あっぷる」 開園
平成 26 (2014)年 4月
               びわこ学院大学 教育福祉学部 スポーツ教育学科 開設
```

2 本学の現況

・大学名
びわこ学院大学

・所在地 滋賀県東近江市布施町 29 番地

・学部の構成

学 部 名	学 科 名	コース
	7 10 4 24 41	子ども教育コース
教育福祉学部	子ども学科	子ども福祉コース
	スポーツ教育学科	

・学生数、教員数、職員数 <平成27(2015)年5月1日現在>

学生数 (入学定員 120、編入学定員 15、収容定員 410) (人)

年	子ども学科	スポーツ教育学科	計
1年生	77	29	106
2 年生	71	18	89
3 年生	88	_	88
4 年生	74	_	74
計	310	47	357

教員数 (人)

学部名	学 科 名	教授		准教授		講師		助教		合計	
子引行	子件石	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
教育福祉	子ども学科	6	1	3	1	3	2	0	1	12	5
学部	スポーツ教育学科	5	0	0	0	1	1	0	0	6	1
	計	1	2	2	1	7	7	-	1	2	4

職員数 (人)

区公	正耶	正職員 嘱		託	非常勤		合計	
区分	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	10	4	6	0	6	2	22	6
計	1	4	6	3	8	3	2	8

短期大学部と共通

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命•目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
 - ≪1-1の視点≫
 - 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
 - 1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

ア 使命・目的

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 余年にわたり一貫 して掲げてきた『地域に貢献する人材の育成』を建学の精神としている。

このような観点に立って、本学学則の第1条(目的)において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と明記している。【資料1-1-1】

こうした学部目的を基本方針として、子ども学科では「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成」を、また、スポーツ教育学科では「スポーツ教育に係わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成」をそれぞれの学科目的としている。【資料 1-1-1】

いずれにおいても"地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成"が、 大学の教育目的・使命として具体的かつ明確に位置付けられている。

イ 教育研究目的

現代社会においては、ヒトから人間への発達を支援する教育、さらに、それを社会的にサポートするシステムが求められており、子どもを総合的に研究する「子ども学」の構築が急がれる。

21 世紀を生き抜く子ども達や社会、とりわけ地域社会にとって、高等教育機関に期待することは、教育学や保育学、福祉学といった特定の職域で求められる専門的知識や技術の修得に加えて、経済学、法学などの社会科学系の知識や比較文化、哲学などの人文学系の知識の修学とこれら知見の応用力である。

未来社会を託す子どもたちの自立心を育むには、一人ひとりの人格と個性が尊重されるなかで、不断の向上心と円満な人間性を自得する生育環境や活動空間の存在が必須であり、家庭、学校及び地域社会が連携しながら、自らの役割と使命をしっかりと果たし

ていかなければならない。

こうした認識のもとに、本学が目指す「子ども学」は、乳幼児から児童期の子どもの 心身の成長・発達を連続したプロセスとして捉え、かつ、折々の時代の社会思潮やしく みといった文化的社会環境も成長過程に密接に係わることから、教育学・保育学・福祉 学を基軸(ベース)としながら、社会科学や人文学系の学際的学問領域も教育活動に採 り入れた未来志向の子ども学の構築である。

具体的には、乳幼児や児童期での一人ひとりの心と身体の微妙な変化に素早く気づき、分析する。あるいは予見して適時・適切に指導やケアができる総合的な措置能力である。また、子どもの成長過程では家庭・コミュニティ環境を含めた教育、保育・福祉活動などが重視されることから、子育て支援や教育福祉面での学校、家庭、行政、企業、NPO等の効果的な連携方策やコミュニケーションのあり方、マンパワーの確保等についての実践的な研究を行う。

一方、「子ども学」を中心としたこれまでの教育研究を通して、子どもたちが直面している環境の問題性として、インターネットやゲームなどのバーチャルな次元の拡大が指摘されてきた。また、近年はコミュニケーションの破局により対人関係が貧しくなり、直接的な社会体験の不足と身体的な知の低下が確認されている。

こうした子どもたちを取り巻く新たな潮流に対処するため、子ども学の経験を踏まえ、 スポーツ教育学を教育研究する「スポーツ教育学科」を設けることにより、実体験や身 体的な知の意味を教育していくこととした。

スポーツ教育では、これまでの個人の身体能力や健康という視点からの議論が主流であったが、これに加えて地域社会という立場からのアプローチを導入している。これは、建学以来の地域密着の理念に沿った取り組みであり、グローバルな世界を見据えつつ、むしろ地域との関係性において、スポーツの果たす役割を根本に据えたものである。

【自己評価】

本学の使命、教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則に具体的かつ明確に記載している。また、これらの基本的事項は大学の公式ホームページや大学案内、学生ハンドブックなどにおいて適宜公表している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-1】学校法人滋賀学園規程集(2-11 びわこ学院大学 学則)第1条 【資料 F-3】より

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、1-1-①イ「教育研究目的」で記述したとおりであるが、これらの内容を学生が正しく理解することは勿論のこと、日常的に自覚し、主体的に行動することが重要であることから、各年度の学生ハンドブックの前書き部分において、より簡潔なわかり易い文章で次のように掲載している。

びわこ学院大学の基本理念と教育目的には、「「地域に貢献できる人材育成」を建学の

精神として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な 学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与す ることを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-2】

【自己評価】

「寄附行為」「大学学則」「学生ハンドブック」等に明示されている大学の使命や教育目的は明確かつ簡潔に記載されている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-1-2】2015 学生ハンドブック (p.4) 基本理念と教育目的 【資料 F-5】より

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目標については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・維持しつつ、大学を取り巻く環境の変化に敏感に対応することが肝要である。具体的には少子化に伴う大学淘汰、グローバル化がもたらす社会環境の変化、さらにはそれらを背景とする高等教育機関への期待感など、地域社会や受験生が大学に求める存在意義は時代変革を背景に大きな転換期にある。

こうした観点から、大学の教育目的をより具体的に実践するため、子ども学科の教育課程について適宜見直しを行う一方、平成 26 (2014) 年度において、社会の人材需要に呼応して新学科「スポーツ教育学科」を開設した。

今後は、このスポーツ教育学科を充実するとともに、新たな教育課程を模索する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

≪1-2の視点≫

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の建学理念『地域に貢献する人材の育成』は、地域が必要とする職能人のニーズに応えることにある。本学が位置する滋賀県東部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。【資料 1-2-1】

本学が目指す福祉の素養と深い教養を身に付けた教諭・保育士や地域スポーツなどを

サポートする人材を養成することは、地域の人的需要に沿ったものといえる。

本学は、教育福祉学部子ども学科の単一の学部・学科からスタートしたが、今日、子どもの発達段階において、コミュニケーション能力や対人関係の形成など、いわば、身体的な体験や知の見直しが喫緊の課題となっていることから、平成 26 (2014) 年度において、身近な地域社会を舞台にスポーツの実体験を通して心身の成長・発達を支援する「スポーツ教育学科」を開設した。

子ども学科では、ヒトが誕生から人間として成長していく過程をサポートし、一人ひとりの子どもの個性を引き出して、自立・発展させる指導力を身につけた教育者・保育者の育成を行っている。また、スポーツ教育学科では、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関する高度な専門性の修得を基本としながら、今日教育現場で生じている"いじめ・不登校・引きこもり"などさまざまな事象への対応や保護者との有効なコミュニケーションの形成、教育への情熱と倫理観で困難に立ち向かう心身ともにたくましい人材の養成を目指している。

これらの教育課程においては、「教育」と「福祉」をそれぞれ別の学問領域として位置付けるのではなく、双方を融合させた新しい学びの体系として構成している。学部の基幹科目として、[表 1-2-1] のとおり「教育福祉学」「子ども教育学概論」「子ども福祉学概論」などが開講されており、福祉のこころを身に付けた教育者・保育者の養成を目指して、学生が主体的に履修できるように配慮している。【資料 1-2-2】

本学の教育課程の編成は、"テキストは人間 フィールドは地域社会" を基本ベース としており、個性・特色といえるものである。

本学は、一学部からなる単科大学であることから、学部・学科での教育目標の達成が本学の教育目的を実現する、いわば表裏一体の関係にある。

【自己評価】

本学では、教育と福祉のそれぞれの学問領域を融合させ、全人格的な指導者の育成を 志向しており、こうした教育理念は教学上に反映され、本学の個性・特色となっている。 また、それらの内容は、印刷物等の媒体を通して明示しており、学内外への周知に努め ている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-2-1】平成 27 (2015) 年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成

【資料 1-2-2】2015 シラバス (pp.30-32,pp.121-123)

【資料 F-5】より

「表 1-2-1〕教育福祉学部の基幹科目群

【資料 F-5】より抜粋

子ど	も学科	スポー	-ツ教育学科
• 教育福祉学	・子ども福祉学概論	• 教育福祉学	・スポーツ教育学
• 人間福祉概論	・子ども教育学概論	• 福祉学概論	・地域スポーツ計画論
・子ども学総論	・子ども学総合演習	・教育学概論	・地域スポーツ実践論

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

びわこ学院大学学則第1章総則第1条(目的)において、「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。また、教育福祉学部の教育目的として子ども学科にあっては、「子どもに関する広範な知識・技術を教授研究し、教育・保育及び福祉に関する高度な専門性を有する人材を育成する」、スポーツ教育学科では、「スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材を育成する」こととしており、学則第1条に則っている。このことから、本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法の定めを遵守し、その理念に沿ったものとなっている。【資料1-2-3】

【自己評価】

大学の使命や教育目的は、法令などを遵守しているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-2-3】学校法人滋賀学園規程集(2-11 びわこ学院大学 学則)第1条 【資料 F-3】より

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学では、月1回定例的に開催される「自己点検・評価委員会」及び「FD委員会」と同委員会主催による「FD/SD 研修会」などにおいて、大学を取り巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などについて広く議論し、本学の教学内容や学務運営に活かすよう努めている。【資料1-2-4】【資料1-2-5】【資料1-2-6】

平成 26 (2014) 年度においては、子どもたちが直面する社会経験不足や身体的知力の低下、さらには直接的なコミュニケーションの希薄化といった子どもをめぐる社会の変化に対応するため、地域とのローカルなネットワークの中でスポーツ教育学を研究する「スポーツ教育学科」を開設した。

学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織としている。

なお、「入学センター」では、学生募集に関わる広報や入試業務、「実習・実践支援センター」では、教育実習や施設・企業実習等に関わる学生支援、「進路・就職支援センター」では、進路指導や就職活動に関する学生支援を主な業務にしている。さらに「外部連携研究センター」では、地方自治体や企業、地域住民との連携に関わる教育研究活動を推進するとともに、外部資金獲得に関する業務を主な内容としている。【資料 1-2-7】

【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】

教授会の傘下にある 14 の委員会をはじめ、ともすれば、縦断的に運営されがちな進路・就職指導や実習・実践支援、地域連携事務などに統合的かつ機能的に対処するため、

横断的な組織体制をとっている。

なお、「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向などを見据え、所要の見直しを明文化しており、「第一次経営力向上推進プログラム」において、適切な改善策等について明記することとしている。【資料1-2-11】

【自己評価】

本学では「子ども学科」のあり方を検証するなかで、子どもを取り巻く新たな社会潮流・変化に対応するため、これまでの教育経験をもとに「スポーツ教育学科」を開設した。また、現行の教育手法やシステム等については、学内の関係機関での審議を踏まえつつ、社会の変化に適応できるよう所要の見直しを進めている。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【資料 1-2-4】学校法人滋賀学園規程集(2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程)
- 【資料 1-2-5】学校法人滋賀学園規程集(2-47 びわこ学院大学 FD 委員会規程)
- 【資料 1-2-6】平成 27 (2015) 年度 FD/SD 研修会開催状況
- 【資料 1-2-7】学校法人滋賀学園規程集
 - (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)
- 【資料 1-2-8】学校法人滋賀学園規程集
 - (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)
- 【資料 1-2-9】学校法人滋賀学園規程集
 - (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)
- 【資料 1-2-10】学校法人滋賀学園規程集
 - (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)
- 【資料 1-2-11】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

地域の高等教育機関としての使命と本学の建学精神を具現化していく上で、現行の教育 目標と社会潮流との整合性について随時検証を加え、大学運営に反映していくことが肝要 である。特に、学園の総合力を発揚するうえで、本学と滋賀学園中学・高等学校との有機 的連携を深めていかなければならない。

開学以来7年を経過して、大学運営上の課題や改善点が顕在化しつつあるが、学内の所定機関や関係部局において協議・検討し、議論の輪を広げ、段階的に是正を図ることとしている。また、これらの内容については学内イントラネット等を通して、教職員や関係者への周知に努める。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- ≪1-3の視点≫
- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

本学は、開学以降、設置認可申請時(平成20(2008)年6月3日)に大学設置審議会に提出した調書に準拠して運営している。平成20(2008)年度の大学開設準備作業においては、主として学長予定者と大学開設準備室が中心となって学園の建学精神を範とした本学の使命・目的などの方向付けを行ってきたが、この調書作成過程においては全教職員が議論に参画しており、大学の使命・目的などについては十分なる理解と支持が得られる結論が導き出されている。

また、役員に対しては、年度初めの理事会と評議員会において、学長から教学内容の説明にあわせて本学の使命・教育目的の取り組み方針について報告するとともに、当該年度の最後の理事会においても、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明のなかで、教育目的の達成状況について総括しており、十分な理解と承認が得られているものと認識している。

この他、学則をはじめとする基本的な規程の改廃や地元自治体、各種団体との連携、 交流活動について、教授会での議論を踏まえて理事会と評議員会の承認を得ており、 この点についても、役員と教職員の理解と支持が得られている。【資料 1-3-1】

【自己評価】

建学の精神等で示された使命や目的については、大学設置申請の事務手続などを通じて役員及び教職員の理解が深められており、また、「大学案内」「学生募集要項」「学則」や「学生ハンドブック」等の印刷物により、学内外への啓発を図っている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-1】平成 27(2015)年度 理事会/評議員会 次第 【資料 F-10】より

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

学内外への広報については、周知対象を大きく受験生・保護者と社会一般、新入生を 含む在学生及び卒業生と産業界といった3つの分野に大別し、対象ごとに広報内容にメ

リハリをつけ、啓発と周知に努めている。

先ず、受験生・保護者と社会人一般に対しては「大学案内」「紫野(広報誌)」「本学ホームページ」などの印刷物と電子媒体を通して周知を図っている。【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

また、新入生には受験前の「オープンキャンパスでの説明会」「大学案内」や入学後の「入学式での学長の式辞」「入学オリエンテーション」「学生ハンドブック(学則)」「シラバス」「本学ホームページ」等さまざまな機会や印刷物等を通して、本学の教育理念の説明とあわせて〈1-3-③のイ〉に示される3つのポリシーの啓発に努めている。

さらに、在学生については、入学時でのオリエンテーションのほか、「スタディスキルズ」「キャリアデザイン」等の講義を通して、また、コースの選択時においても、コースの内容を十分理解させるなかで、本学の教育理念・目標について適切に説明している。

【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】【資料 1-3-9】【資料 1-3-10】

この他、一般社会や卒業生、産業界への周知広報については、「就職用パンフレット類」「紫野(広報誌)」「紫茜(同窓会誌)」「本学のホームページ」などを通し各方面への啓発に努めている。【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】【資料 1-3-12】

教職員においては、各媒体(印刷物やホームページ、学内イントラネットを活用した情報共有システム等)を活用して、教育目的等の啓発・周知と情報の共有に努めている。

【自己評価】

建学の精神(理念)、使命・目的及び教育目的などは、さまざまな媒体(「大学案内」「シラバス」「学生ハンドブック」「広報誌」「大学パンフレット」等)を通して学内外に 周知できているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-3-2】 2016 大学案内

【資料 F-2】より

【資料 1-3-3】平成 27 (2015) 年度 紫野 (広報誌)

【資料 1-3-4】ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/

【資料 1-3-5】平成 27 (2015) 年度 入学式での学長式辞

【資料 1-3-6】平成 27 (2015) 年度 オリエンテーション 実施要項

【資料 1-3-7】2015 学生ハンドブック(p.4) 基本理念と教育目的 【資料 F-5】より

【資料 1-3-8】 2015 シラバス (p.2) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー 【資料 F-5】より

【資料 1-3-9】2015 シラバス (p.23,27)「キャリアデザイン I , II」シラバス 【資料 F-5】より

【資料 1-3-10】 2015 シラバス (p.22,26) 「スタディスキルズ I , II」シラバス 【資料 F-5】より

【資料 1-3-11】平成 27 (2015) 年度 企業向けパンフレット

【資料 1-3-12】平成 27 (2015) 年度 紫茜 (同窓会誌)

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

ア 中長期的な計画

本学の教育・学術を展開するにあたり、建学理念と教育目的の根幹ともいえる『地域に貢献する人材の育成』を確たるベースにしながら、社会・産業界の質的な変化や社会システム、生活スタイルの変容など社会・経済・文化の流れにしなやかに順応し、地域人の一員として力強く生きる資質の養成を最重視しなければならない。

こうした観点にたって、平成 26 (2014) 年度において策定した中期経営計画には、 組織再編検討プロジェクト等の検討結果や地域連携を締結している近郊の市町、高大連 携校等の情報などを多面的に反映させている。また、これらから得られた知識・情報に ついては、「3 つの方針(ポリシー)」に活かしている。【資料 1-3-13】

イ 3つのポリシー

本学では、学科ごとに、建学の精神のもと大学の使命・目的及び教育目的を実現するために次の3つのポリシー(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー)を定め、教育体制と教育内容の整合を図っている。また、これらの取り組みについて学内外への周知に努めている。

○アドミッションポリシー

<子ども学科>

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有する とともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的に関わり、学校・家庭・行政・NPO などの教育・福祉に係る連携・協働のもとに、次世代の子どもの育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じることができる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら 問題解決に取り組もうとする人

<スポーツ教育学科>

- ・スポーツについて、多角的・専門的に研究したいと思う人
- ・スポーツを通じて、人間教育や地域形成を行うことに強い情熱を有する人
- ・地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・企業・NPO などとの連携・協働に関わっていく意欲のある人
- ・地域社会の多様性を理解し、地域の固有性に根ざした取り組みを世界にアッピールしたい人
- ・スポーツを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育や福祉の現場で自ら問題 解決に取り組もうとする人

○カリキュラムポリシー

<子ども学科>

教育学、福祉学、保育学、心理学、社会学などの広範な分野の教育・研究を 行い、教育と福祉の視点を持った子育てを探求するとともに、国際的な視野 を育成し、教育、福祉の分野で地域社会に貢献できる人材を育成する。

<スポーツ教育学科>

教育学、福祉学、スポーツ科学分野の教育・研究を行い、教育と福祉の視点を持ったスポーツ教育のスペシャリストを養成するとともに、国際的な視野を育成し、教育、福祉、スポーツ分野で地域社会に貢献できる人材を育成する。

○ディプロマポリシー

<子ども学科>

- ・子どもの心身の成長・発達に対し、一人ひとりの学習や生活を支援しうる教育、保育、福祉について専門知識を修得している。
- ・教育をめぐる様々な問題状況を積極的に予見・発見し、的確な処置のできる 視座を有している。
- ・教育者として教育への情熱と倫理観をもち、高い技能と豊かな表現力を身に つけている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる"人間味"を持ち、国際的な視野に立って、地域社会の一員として適切な行動ができる。

<スポーツ教育学科>

- ・人間の発達や地域の発展に対し、スポーツが貢献しうるための専門的知識や 技能を修得している。
- ・スポーツをめぐる様々な問題状況を積極的に発見し、国際的な視野を持ち、 的確な判断ができる。
- ・スポーツ教育への情熱と倫理観を持ち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・人間と地域に対し高い関心をもち、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間と地域に対し直接的な関わりを基本とし、現場での適切な行動ができる。

【自己評価】

上記の3つのポリシーのもとで、本学の建学の精神『地域に貢献する人材の育成』に沿った教育体制・教学内容を整備している。なお、これらのポリシーについては、近年大学等を取り巻く環境が大きく変化しつつあることに鑑み、適宜見直しを加え、社会変容に順応していきたい。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-13】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

【資料 1-2-7】に同じ

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学の教育福祉学部子ども学科では、年少児の情操豊かな成長を手助けする保育者・教育者の養成に向けて、子どもの養育を学問的に追及する教育研究を実践している。また、スポーツ教育学科では、最近の子どもが高度情報化時代を反映してバーチャルな世界に没入し、心身の健全発展に大きな阻害要因となっていることから、スポーツ活動を通じて身体的な体験と知の見直しを指向している。

子ども学科は、「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」に分かれ、学生の志向に沿ってより細かな教育が可能な形態となっており、教学上の課題調整はそれぞれの「コース会議」での審議をもとに、「学科会議」で総合調整が図られている。この学科会議はスポーツ教育学科においても同様に組織されており、学科に在籍する助教以上の教員で構成している。学科目標の検証と達成シナリオ、学生動態の共通理解など、教育・研究、運営に関する事項の審議や学科特性を生かした教育の企画立案などで機能している。

コース会議及び学科会議で審議された事項について、横断的、総合的に調整・審議する機関として、「教授会」が組織されている。本学の教授会は、学部が単一であることから、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教の全教員のほか、事務局長で構成し、教学面の要望等が迅速かつ効果的に対処できるよう事務局から総務課が参加している。会議の開催は、月1回(第4水曜日)を定例教授会とし、学長または構成員の過半数からの要請により臨時の教授会を開催することができるとしている。【資料1-3-14】

なお、上記教授会で審議する事案をあらかじめ検討、調整するとともに、当面する諸 課題を協議する組織として「企画運営会議」を置いている。構成メンバーは、学長、学 部長、学科長、教務部長、学生部長、入学部長、図書館長、入学センター長、進路・就 職支援センター長、実習・実践支援センター長、外部連携研究センター長、及び学長が 推薦する教員の他、事務部門からは事務局長、総務課長で組織し、学長が主宰する。会 議は月1回(毎月第1水曜日)を定例会議とし、学長の意向により、臨時に開催するこ とがある。【資料1-3-15】

このほかに、教授会の下部組織として、専門的事項を審議、起案、実行することを目的として、15の委員会が組織され、役職により出席する規定委員と学科が推薦する委嘱委員で構成されている。

また、教育福祉学部に在籍する学生の学修や多様な活動を支援する機関として、4 つの独立したセンター(「入学センター」、「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」、「外部連携研究センター」)を併設しており、学生の学修と並行して、単位修得とは関わりなく学生が主体的に学究する教育環境を整えている。【資料 1-3-16】【資料1-3-17】【資料1-3-18】【資料1-3-19】

この他、本学が地域に貢献する人材育成を教育理念としていることに鑑み、学生が入学時から、地域の教育現場での教育ボランティアや地域住民との交流などを通して、卒業後に地域活動に自主的に参加し、指導的役割を担うよう意識付けを行っている。これらの取り組みは、「[図 1-3-1] びわこ学院大学組織機構図」で示す体制の下に適正に執行されている。

本学における意思決定プロセスは、コース会議から学科会議で一定の方向付けを行い、 関係委員会で協議の後、企画運営会議での横断的かつ総合的な調整を経て、教授会において審議・決定される。なお、人事や財政に係わる事案については理事会の承認が必要となる。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的を戦略的に遂行するための「大学の3つの方針」をも とに、教育研究及び管理運営の全学的な体制が整備され、整合性が確保されていること から、機能性が発揮できているものと認識している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-14】学校法人滋賀学園規程集(2-14 びわこ学院大学 教授会規程)

【資料 1-3-15】学校法人滋賀学園規程集

(4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)

【資料 1-3-16】学校法人滋賀学園規程集

(4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)

【資料 1-3-17】学校法人滋賀学園規程集

(4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)

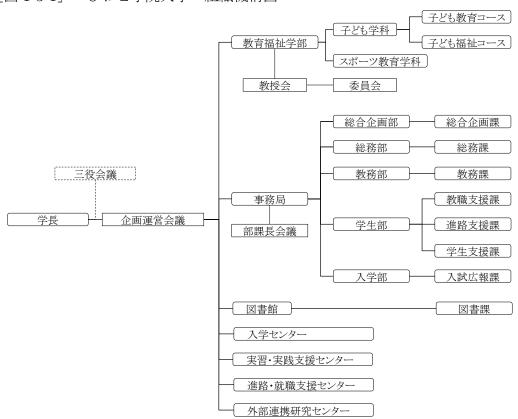
【資料 1-3-18】学校法人滋賀学園規程集

(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)

【資料 1-3-19】学校法人滋賀学園規程集

(4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)

[図 1-3-1] びわこ学院大学 組織機構図



(3) 1-3 の改善・向上方策 (将来計画)

近年、大学運営は先行きが見通せない試練の時を迎えている。とりわけ、少子化の進行に伴う大学志望者の減少は、熾烈な学生確保や大学の大衆化による学力低下、さらには科学技術やグローバル化の進展が相俟って、これまでの延長線上にはない斬新な取り組みが求められるようになっている。

幹線交通から距離をおく本学の地理的条件や、単科大学として学問領域が限定されることなどの負の側面をしっかりと直視し、これらを適確に克服していくための不断の見直しは、本学の持続的発展にとってより重要である。

こうした現状認識のもとに、学生が意欲的に学べる環境づくり、例えば、体験型の教育やキャリア教育など学生が学びの目的を自得するための仕掛け、即ち、新たな教育システムや教育手法を取り入れていくことにより、教学の質的向上はもとより、学生がめざす職業人の育成土壌として機能するものと認識している。

[基準1の自己評価]

本学は開学以来、「地域に貢献する人材の育成」を教育理念とし、これを具現化するための 3つのポリシーを策定し、教育条件や研究体制の整備を図ってきた。

教育福祉学部では、福祉の心を身に付けた教育者の育成を究極目的としていることに鑑み、 学科ごとに教育と福祉を組み合わせた独創的な教育課程の編成をもとに、教学内容の深化と 学生の学業への目的意識の涵養に努めてきた。しかしながら、本学は開学後の歴史が浅いこ ともあって、大学の存在感や教学の成果が内外の教育関係者に十分浸透できていない状況に ある。学生確保に向けての効果的な情報発信と免許や資格取得のための学修になお一層力を 入れ、教育力の質的向上を図っていきたい。

基準 2. 学修と教授

- 2-1 学生の受入れ
 - ≪2-1 の視点≫
 - 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
 - 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
 - 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者の受け入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

入学者の受入れについては、子ども学科及びスポーツ教育学科ごとに定めているアドミッションポリシーに基づき実施している。

この内容については、「大学案内」「学生募集要項」「本学ホームページ」等に明示するとともに、各学科の受け入れ方針とあわせて、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座、高等学校訪問(進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加)等さまざまな機会を通して詳細に説明している。また、こうした対面的な働きかけと並行してフェイスブック等のソーシャルネットワークシステム等を活用して、潜在的な志願者の開拓を行っている。

具体的には、平成 27 (2015) 年度に開催した 9 回のオープンキャンパスでは、学科の教育目標やカリキュラムの説明、個別入試説明、また新たな取り組みとして、卒業生によるトークショーを開催し、オープンキャンパスのさらなる魅力化に努めた。この他、高等学校の要請による高大連携講座や出前授業、高等学校生徒(1、2 年生含む)のキャンパス見学会など、高等学校や生徒達を対象とした多様なチャンネルを通してアドミッションポリシーを念頭においた大学の受入れ方針の説明と周知に努めている。【資料2-1-1】【資料2-1-2】特に、開設2年目のスポーツ教育学科については、上述の内容に加え、地域のスポーツイベントでの学生ボランティアスタッフ活動や、教員による高校運動部等へのメンタルサポート事業などを通して、さらなる周知に努めている。【資料2-1-1】

【資料 2-1-2】

特に、開設 2 年目のスポーツ教育学科については、上述の内容に加え、地域のスポーツイベントでの学生ボランティアスタッフ活動や、教員による高校運動部等へのメンタルサポート事業などを通して、さらなる周知に努めている。【資料 2-1-3】~【資料 2-1-9】 各学科の人材育成の目的とアドミッションポリシーは、次のとおりである。

ア 子ども学科

本学科は、「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」の 2 コースに分かれ、教育や保育の領域において福祉の視点から子どもの成長や子育てをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッションポリシーを定めている。

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有すると ともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的に関わり、学校・家庭・行政・NPO などの教育・福祉に係わる団体・機関との連携・協働のもとに、次世代の子どもの育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じること ができる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問 題解決に取り組もうとする人

イ スポーツ教育学科

スポーツを軸として教育・福祉の現場や地域の活性化に取り組む人材、及びトップアスリートをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッションポリシーを定めている。

- ・スポーツについて、多角的・専門的に研究したいと思う人
- ・スポーツを通じて、人間教育や地域形成を行うことに強い情熱を有する人
- ・地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・企業・NPO などとの連携・協働に関わっていく意欲のある人
- ・地域社会の多様性を理解し、地域の固有性に根ざした取り組みを世界にアピー ルしたい人
- ・スポーツを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育や福祉の現場で自ら問題解 決に取り組もうとする人

【自己評価】

アドミッションポリシーを念頭においた入学者の受入れ方針が明確に公示されており、 高等学校や受験生への啓発、周知が適正に行われているものと認識している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-1-1】びわこ学院大学 学生募集要項

【資料 F-4】より

【資料 2-1-2】オープンキャンパス参加状況

【資料 2-1-3】高校教員対象 平成 28 年度入試説明会 実施要項

【資料 2-1-4】オープンキャンパス 2015 (チラシ)

【資料 2-1-5】平成 27(2015)年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

【資料 2-1-6】平成 27 (2015) 年度 出前授業 (プレカレッジ) 日程一覧

【資料 2-1-7】平成 27 (2015) 年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録(県外)

【資料 2-1-8】平成 27 (2015) 年度 キャンパス見学会日程表

【資料 2-1-9】スポーツメンタルサポート (チラシ)

2-1-② 入学者の受入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学での入学者選抜業務は、「入学センター規程」に基づき適正かつ公正な体制のもとで実施しており、業務の総括は、規程に定める入学試験実施本部がこれを行っている。 開学以来、多彩な学生の獲得をめざして、受験生の入試種別の選択肢を拡充するなど、 入学者選抜方法の多様化に努めてきた。

入学者選抜の実施方針、入試内容、学生募集要項等に関する事項については、入学センター企画運営委員会での協議の後、学部教授会の審議を経ることになっている。また、入学試験問題については、入試問題作成委員会から問題作成を委嘱された本学教員による各教科の入試問題作成チームによって作成され、入学試験実施委員会の管理・運営のもとで採点が行われる。その際、出題者間で複数回のチェックを行うなど、採点ミスの発生防止に努めている。なお、合否判定にあたっては、入試判定委員会及び編入学等委員会による一次案をもとに学部教授会での審議を経て、合格者を決定している。【資料2-1-10】【資料2-1-11】

ア 子ども学科

学生募集要項に本学科に関するアドミッションポリシーを記載し、その啓発と周知に努めている。このことは、本学科が目指す「教育福祉学の視点に立つ子ども学の構築」、「現代の子どもについての多面的な考究」、「福祉のこころと技術を持つ教員の養成」及び「教育の視点と方法を持った福祉の専門家の養成」といった教育理念を深く理解し、学修への高い意欲や良好な人間関係の構築を志向する学生確保を念頭においたものである。

なお、本学科では、特に AO 入試内容に関して、受験者の十分な理解を促すために、オープンキャンパス等での事前説明会への参加を課している。【資料 2-1-12】

入学試験実施本部の本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。 【資料 F-4】

40.7=1	本学教員による模擬授業を受講し、与えられた課題に沿った レポート作成、自己 PR 書に基づく本学教員との個別面談試				
AO 入試	験により合否を判定する。なお、受験にあたっては、事前説				
	明会への参加を課している。				
推薦入試	小論文または教養問題 1)のいずれかと本学教員との集団での				
(公募制度)	面接試験と書類審査により合否を判定する。				
推薦入試	本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定				
(指定校制度)	する。				
推薦入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を				
(自己推薦制度)	判定する。				
一般入試	2 科目受験 2)と書類審査により合否を判定する。				

大学入試センター	大学入試センター試験の対象科目により合否を判定する。
試験利用入試	
社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を
任会人人試	判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問と書類審査により合否を判定する。
編入学試験	本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定す
柵八子武映	る。

1)…国語と英語の基礎問題 2)…国語と英語または数学より1科目を選択

イ スポーツ教育学科

本学科においても、学生募集要項でアドミッションポリシーの周知・徹底をはかっており、学科の教育理念である「スポーツ教育学を学ぶための十分な基礎学力を有する」、「中学校の保健体育教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「高等学校の保健体育教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「特別支援学校教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「スポーツに関連する職業分野で活躍する」及び「障がいのある子どもたちを支援することに、やりがいや使命を感じられる」等の視点をよく理解し、スポーツ活動や障がい児支援などに主体的に行動する学生の確保を念頭においたものである。

なお、本学科においては、特に AO 入試に関して受験時のミスマッチを防ぐために、オープンキャンパス等での事前説明会への参加を課している。【資料 2-1-12】

入学試験実施本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。

AO 入試	小論文、自己 PR 書及びスポーツ活動報告書に基づく本学
(論文重視型)	教員との個別面談試験により合否を判定する。 受験にあたり、
	事前説明会への参加を課している。
AO 入試	小論文、自己 PR 書及びスポーツ活動報告書に基づく本学
(活動重視型)	教員との個別面談試験・書類審査 (スポーツ活動実績証明書)
	により合否を判定する。受験にあたり、事前説明会への参加
	を課している。
推薦入試	小論文または2科目受験1のいずれか、本学教員との集団で
(公募制度)	の面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試	本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定
(指定校制度)	する。
推薦入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を
(自己推薦制度)	判定する。
一般入試	2 科目受験 2)と書類審査により合否を判定する。
大学入試センター	大学入試センター試験の対象科目により合否を判定する。
試験利用入試	

社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を
	判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問・書類審査により合否を判定する。
編入学試験	本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定す
が無ノく子・八例外	る。

1)…国語と英語の基礎問題

2)…国語と英語または数学より1科目を選択

本学科の入学者の選抜は、基本的には子ども学科に準じた内容となっているが、スポーツ 指導者養成の視点から、AO 入試、推薦入試、一般入試の各分野においては、スポーツ活動実 績等の書類審査を取り入れている。

入学者の受け入れについて、本学では、これまでも多様な試験種目ごとに、実施方法と成績評価の両面から繰り返し見直しを進めているが、平成27(2015)年度に行った各種入試合格者の入学後の成績(GPA)調査では、AO入試、推薦入試、一般入試の各入学者間において成績に偏りがないことを確認している。なお、既に制度化している入学前学習の内容や実施方法等についての改善・充実を通して、入学後の学修に係る基礎学力の維持、向上と学修保証を図ることとしている。【資料2-1-13】【資料2-1-14】

【自己評価】

本学においては、学科ごとの教育目的を視座においた入学試験を実施しており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜が公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに実施されているものと判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-1-10】学校法人滋賀学園規程集

(4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)

【資料 2-1-11】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部

入学試験の組織体制図 (平成28年度入試)

【資料 2-1-12】AO 入試実施要項、AO 入試エントリー許可証

【資料 2-1-13】入試種別ごとの GPA(平成 27(2015)年度入学生)

【資料 2-1-14】 『~夢へ向かって~入学前学習ノート』 I · Ⅱ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育・研究環境の維持、確保を念頭に、在籍学生の安定的確保に向けて、入学センターを中心に全学挙げての精力的な取り組みを進めてきた。開学後の入学者数の動向は、総じて増加傾向にあり、平成28(2016)年度における学部としての定員充足率は103.3%である。(予定)【資料2-1-15】

学科ごとに検証すると、以下のとおりである。

ア 子ども学科

入学定員は、平成 21 (2009) 年度の開学当初より 80 人である。開学初年度から教職員が一丸となった入試広報活動や在籍学生に対する濃密な進路指導等が功を奏し、入学者数は増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年度の入学 (予定) 者は 82 人 (充足率 102.5%)であった。

イ スポーツ教育学科

入学定員は 40 人である。開学初年度から教職員が一丸となった入試広報に係る各種 取り組みの結果、入学者数は飛躍的に増加し、平成 28 (2016) 年度の入学(予定)者 は 42 人(充足率 105%) であった。

ウ 大学全体

本学の入学定員に対する入学者数の比率は、平成 21 (2009) 年度〈1 年目〉66.3%、平成 22 (2010) 年度〈2 年目〉77.5%、平成 23 (2011) 年度〈3 年目〉100%、平成 24 (2012) 年度〈4 年目〉93.8%、平成 25 (2013) 年度〈5 年目〉113.8%、平成 26 (2014) 年度〈6 年目〉73.3%、平成 27 (2015) 年度〈7 年目〉86.7%と推移しており、総じて改善がみられる。【資料 2-1-15】

平成 28 (2016) 年度〈8 年目〉入試については、入学者選抜にあたり進路相談会や高等学校の要請による高大連携講座や出前授業、スポーツメンタルサポート事業、高等学校生徒のキャンパス見学及び高等学校訪問(進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加)等に教職員を挙げて取り組んだことで入学(予定)者数が増え、学部全体では 124 人 (充足率 103.3%) となった。その結果、入学定員に対する入学者数も適正水準に近い状態となり、教育環境の確保という観点からも、概ね評価できるものと判断している。【資料 2-1-16】【資料 2-1-17】【資料 2-1-18】

【自己評価】

スポーツ教育学科の開設により、入学定員及び収容定員が拡充したが、入学定員充足に関して改善がみられたことで、教育環境の適正化が図られつつある。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-1-15】入学者数、定員充足率 推移(過去5年)

【資料 2-1-16】平成 27 (2015) 年度 本学参加の進路相談会等一覧

【資料 2-1-17】平成 27 (2015) 年度、資料請求者、進学相談会・学内イベント参加者の総数

【資料 2-1-18】水口高等学校・能登川高等学校 キャリア形成支援事業

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 26 (2014) 年 10 月の学内組織の改編に伴い、入試制度全体の見直しが図られた。これにより、平成 27 (2015) 年度からの入試業務は、「入学者選抜規程」および「入学センター規程」に定める入学センター企画運営委員会で審議し、教授会での決定を経て、入学試験実施本部がこれを総括して行うこととなり、入学試験実施に係る組織体制がより明

確かつ公正に機能しうるものとなった。

今後の18歳人口の動向や受験志望分野の多様化が進むなか、「入学検定料フリーパス制度」や「ファミリー優遇制度」といった優遇制度に加えて、「特別奨学生制度」及び「スポーツ特別奨学生制度」など本学独自の奨学生制度をさらに充実させるとともに、従来の高大連携講座に加えて、系列高校とのさらなる連携により、優秀な人材の確保に努める。

以上の通り学生の受入れについては、これまでアドミッションポリシーに沿って入試制度や試験内容等について見直しや改善を図り、一定定着しつつある。しかしながら、全国的には入試制度のあり方が論議されている時期でもあることから、これらの推移を見守りながら本学独自の態勢整備に向けて、さらに検討をすすめていきたい。

2-2 教育課程及び教授方法

- ≪2-2の視点≫
- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-(1) 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学学則の第1条第2項には教育福祉学部子ども学科の教育目的として、「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」としている。

また、同条第 3 項にはスポーツ教育学科の教育目的として、「スポーツ教育に関わる 広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に 関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする」と規定している。

これらの教育目的をもとにして学科ごとにディプロマポリシーを、両学科を合わせた 形でカリキュラムポリシーをそれぞれ設定している(基準 1-3-③参照)。このディプロ マポリシーとカリキュラムポリシーは「2015 シラバス」にそれぞれ明記している。【資 料 2-2-1】

【自己評価】

本学では、教育目的を踏まえて教育課程の編成方針を策定しており、これらの内容は 大学案内やシラバスを通して学生及び教職員に明示し、啓発、周知を図っている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-2-1】2015 シラバス (p.2)

【資料 F-5】より

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 【事実の説明】

ア 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

教育課程の編成にあたっては、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づき、各学科における学年ごとの教育目標を明らかにしている。また、教育課程の体系的編成という点では、小学校、幼稚園、養護教諭、保育士、社会福祉士(以上、子ども学科)、中学・高校教諭(保健体育)、特別支援学校教諭(以上、スポーツ教育学科)の養成課程ごとに教育目標を設定し、各学年次における履修目標を明らかにするなど、子ども学科及びスポーツ教育学科の教育課程編成は、教育効果の高揚を意図したものとなっている。

【資料 2-2-2】

平成 26 (2014) 年度に策定したカリキュラムマップを踏まえて平成 27 (2015) 年度においても、子ども学科とスポーツ教育学科のカリキュラム(教養教育課程を含む)と養成課程ごとのカリキュラムについて、教務委員会がシラバスの第三者チェックを行い、各科目の授業内容について提言を行った【資料 2-2-3】

イ 教授方法の工夫・開発

教授方法については、平成 27 (2015) 年度も FD 委員会を中心に次の取り組みを行った。

- ・教員間での公開授業は、従来は1年間に1回のみの実施であったが、本年度より春学期、秋学期に1回ずつ実施することとし、授業内容・方法のさらなる充実を図った。【資料2-2-4】
- ・また、例年と同じく、授業評価アンケートを春学期、秋学期の最終月に実施し、アンケート結果については個々の教員がコメントをすることを通じて(このコメントは大学ホームページ上で学生等に公開)、自身の授業改善のための省察を行った。なお、授業を受ける上での当事者意識、責任感を高めるために、本年度より記名方式を採ることとした。【資料 2-2-5】
- ・この授業評価アンケートに加えて、科目担当者と受講学生でより良い授業を作っていくための新たな試みとして、本年度からさらに授業改善アンケートを実施した。これは春学期、秋学期の第5週目の授業時に実施し、5回の授業を終えての感想、授業に対する取り組み(予習・復習・受講態度)の自己評価、授業への要望を記述させる。【資料 2-2-6】
- ・第1回 FD 研修会では成績評価のあり方について、特に科目特性に応じた到達目標の設定方法や評価方法の1つの事例を学び、公正、適切な成績評価の方法を各教員が考察、実施する上での知見を得ることを試みた。【資料2-2-7】
- ・第2回 FD 研修会では、新任2名の教員から見た本学学生の学習の実態と課題、それを踏まえた授業での取り組みや工夫について紹介し、それをもとにして教員の授業力向上のための新たな視点を得ることを図った。【資料2-2-8】
- ・第3回FD研修会では、本学の教育・授業の実践上の具体的問題を取り上げ、授業内外の学生の学習習慣の定着とそのための授業での具体的な方策を本学ベテラン教員の事例をもとに紹介し、教員間での論議を深めた。【資料2-2-9】

【自己評価】

本学では、平成 26 (2014) 年度において見直しを行った新たな教育課程の編制方針に則って教育課程を体系的に再編成した。また、FD 研修を通して、教授方法の工夫・開発を適切に実施している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-2-2】子ども学科、スポーツ教育学科、各養成課程の各教育目標一覧

【資料 2-2-3】シラバスの教務委員会チェック資料(平成 27 (2015)年度実施分)

【資料 2-2-4】平成 27 (2015) 年度 公開授業参加報告書(春学期、秋学期)

【資料 2-2-5】平成 27 (2015) 年度 授業評価アンケート報告書(春学期、秋学期)

【資料 2-2-6】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 授業改善アンケート

【資料 2-2-7】平成 27 (2015) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-8】平成 27(2015)年度 第 2 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-9】平成 27 (2015) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

ディプロマポリシーや養成するべき教員・保育士像に基づいて、今後、カリキュラムマップをさらに具体化していくとともに、それをもとに平成 30 (2018) 年度実施予定の新カリキュラムの検討を進める。

そして、教授方法についても、1年間に 2度の公開授業と授業評価アンケート、授業改善アンケート、3度の FD 研修等の取り組みを通じて次年度以降もさらなる向上を図っていく。

2-3 学修及び授業の支援

≪2-3の視点≫

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び 授業支援の充実

【事実の説明】

次年度より Web システムにおいて学生カルテを導入する。ここでは、連絡先、保護者、 学生異動履歴、学籍詳細、指導教員、実習管理、所見状況、健康情報、学生就職活動情

報、成績情報、出欠情報、学生相談履歴などの個々の学生の情報を教員と職員が共有化できる。これを通じて、学内を挙げて個々の学生へのきめ細やかな学修支援、授業支援をさらに進めていく。【資料 2-3-1】

本学では、教務課の職員が中心となって、1年生の入学段階から4年間を見据えた履修計画とそれを踏まえた履修指導を行っている。また、その後の各学期の開始時においても同様の取り組みを行っている。【資料2-3-2】

そして、本学独自の取り組みとして、「学修の記録」という記録ファイルを全学生に配布し、適宜記入させている。これは、学生に将来目標の設定とそのための4年間の学習計画を立てさせ、その進展状況を自らが確認・評価することにより、学生の学習意欲・行動を持続・発展させることを意図したもので、学生が常に自己を振り返り、意欲を触発する上で有効に機能している。「学修の記録」は、クラス・ゼミ担当教員が確認し、各学期での学生との面談時において、適宜、助言や支援を行っており、1年生の入学段階から4年間一貫して実施している。【資料2-3-3】

また、オフィスアワー制度を平成 26 (2014) 年度秋学期から実施している。学生が必要に応じて自由に教員と面談ができる態勢を整えたが、本学は小規模大学であることから、教員はつねに可能な限り研究室をオープンにして相談や話し合いなどを行っており、学修支援は適切に機能している。【資料 2-3-4】

休学中の学生については、クラス・ゼミ担当教員や教務課職員が電話や書面を通じて 学生本人とコンタクトを取り、復学指導を行っている。また、留年中の学生についても、 所属ゼミには在籍のまま、ゼミ担当教員が適時・適切に電話や面談を行うなど、きめ細 かな支援を講じている。

学外実習における学生指導では、まず1年生次の12月に実習オリエンテーションを、2年生次の5月には実習ガイダンスを実施している。実習面談では、学生に学外実習の参加要件を提示するなかで、学外実習に求められる能力や心構えをもとに自分自身の具体的な課題を明確に認識させ、その上で、所要の学習指導や生活指導などを行っている。これは、その後の実習事前指導、実習、実習事後指導まで連動させるもので、これら一連の学外実習における指導は、小学校、養護、幼保、高校福祉の各実習小委員会に属する教員が進路・教職支援課と連携して行っている。【資料2-3-5】

職員による学生への学修・授業支援は、進路支援課、教職支援課が中心となって対応している。両課では、基礎学力を課題とする学生を対象とした基礎学力養成講座や、平成 27 (2015) 年度から実施の基礎学力養成演習をはじめ、希望者を対象に教員採用試験対策講座、公務員採用試験対策講座を運営するなど、職員が日常的に学生指導を行っている。また、スタディスキルズ I・II、キャリアデザイン II の科目においても、該当の授業回において進路指導・支援を実施している。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

本学は、スチューデント・アシスタント (SA) 制度を取り入れ、授業において活用している。具体的には、子ども学科において、学外実習を終え、教員採用試験、公務員採用試験に合格した4年生が2年生のキャリアデザインの授業において、同じ目標を志す後輩学生へのゲスト・スピーカーとしての講演を行った。これを通じて、将来、公立学校・園の小学校教諭、養護教諭、幼稚園教諭、保育士を目指す学生の意欲の向上に寄与している。【資料2-3-8】

これらの他に本学では、学生の進路選択への動機づけを高めることと確実な進路保障 をねらいとして、入学直後より 4 年間継続して次のような総合的な学力の向上のための 取組みを行なっている。

〇入学前学習

本学では、AO 入試、推薦入試で入学する新入生に対して、大学での「学び」の準備を実施している。この入学前学習は、英語、国語、数学等の問題に取り組ませる高校の復習と全く異なっていて、本学へ進学する目的、目指す職業、目指す免許・資格、そのために履修しなければならない科目、必要な学外実習等の確認、講義の聞き方、ノートの取り方、科目履修のルールや学習にあたって大学において求められる学習姿勢・態度、必要な学習時間等に関するワークシートに取り組ませ、入学後の学びに必要な構えを身につけさせることをねらいとしている。また、新聞のコラムを読み、ていねいに書き写し、タイトルをつける学習をさせている。これは、論理的な文章を読んでていねいな文字で書写し、内容を一言で表現する学習であり、入学後に学習を進めるための基礎的な学習スキルの一つととらえている。【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】

○目標達成のための総合的な学力向上

前述のように、1・2年生を対象に、学生の基礎学力向上を目的として外部業者(東京アカデミー)とも連携して基礎学力養成講座、試験対策スタンダード講座、春期集中講座、試験対策アドバンス講座を開講している。さらに2年生秋学期、3年生春・秋学期に採用対策講座、4年生春学期には面接・討論・小論文、ピアノ実技等の対策のための採用対策直前講座を開講している。

このように、試験対策入門・基礎から採用対策基礎、採用対策応用・実践へと 4 年間を通じて計画的、継続的に学生への支援を行い、大学全体で学生の目標実現を図っている。【資料 2-3-11】

これらの基礎学力の向上と並行して、教員や幼稚園教諭、保育士志望の学生に対し各実習指導と連携し、ボランティア活動などを課すことで、学生の目的意識を高め、また現場での実践力を高める取組みを行っている。

さらに、教員や保育士に必要なピアノの練習については、音楽科教員によって1年生時から、ピアノビギナーズ教室、ピアノステップアップ講座を開設して個別指導を行なっている。【資料2-3-12】





【自己評価】

本学では、「学修の記録」の取り組みによって、学生へのきめ細かな学修支援を行って

おり、学生と教員との信頼関係づくりの基ともなっている。そして、教員と職員の協働やスチューデント・アシスタント(SA)の活用などは、学修や授業支援の充実・向上に適切に機能しているものと認識している。また、本学では、入学前学習、学生の基礎的学力の向上、採用試験対策、教育ボランティアによって学生の目標の実現に向けた学力の育成に総合的に取り組んでいる。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-3-1】Web システム操作手順書 Web 学生カルテ (P.3-8)

【資料 2-3-2】スタディスキルズ I シラバス 第 2 回目授業の内容

【資料 2-3-3】学修の記録

【資料 2-3-4】オフィスアワーの時間帯(学生用掲示資料)

【資料 2-3-5】実習オリエンテーション 資料 実習ガイダンス 資料

【資料 2-3-6】基礎学力養成講座 カリキュラム 試験対策スタンダード講座 カリキュラム

春期集中講座 カリキュラム

公務員試験対策 A (アドバンス) 講座 カリキュラム

【資料 2-3-7】2015 シラバス スタディスキルズ $I \cdot II$ シラバス $(P.22 \cdot 26)$ 2015 シラバス キャリアデザイン II シラバス $(P.23 \cdot 27)$

【資料 2-3-8】キャリアデザインⅡでのスチューデント・アシスタントの取り組みにおける資料、学生のレポート

【資料 2-3-9】『夢へ向かって~入学前学習ノート』

【資料 2-3-10】入学前学習アンケート

【資料 2-3-11】・教職・就職対策講座事業(平成 27 年度教職支援課事業報告)

- · 教職 · 就職対策講座(教員 · 幼保 · 公務員等)
- ・東京アカデミー教員採用模試・公務員模試(幼保)受験案内
- ・東京アカデミー教員採用模試・公務員模試(幼保)受験案内
- ・東京アカデミー教員採用模試・公務員模試(幼保)受験案内
- ・東京アカデミー教員採用模試(幼稚園教員含)模試受験案内

【資料 2-3-12】子ども学科全1年生対象音楽準備講座のお知らせ

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

次年度より導入する Web システムでの学生カルテをもとにして、学修支援、授業支援のさらなる充実を図る。また、入学前学習は本学開学時から試行錯誤を重ねてきたものであるが、入学生のニーズ、実態にさらに合ったものになるように改良を加えていく。基礎学力の向上対策、教員採用試験・公務員採用試験対策を強化するために、スタディスキルズ I・II をはじめ、基礎学力の充実を基盤として学生の進路に応じた総合的な学力の向上のための取り組みをさらに強化する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

≪2-4 の視点≫

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用 【事実の説明】

単位認定要件は、学則第7章(教育課程及び履修方法等)、「びわこ学院大学教育福祉学部授業科目履修及び試験等に関する規程」の第4章(「試験及び成績評価」)において、単位の認定、試験及び成績評価について規定している。これは、「2015学生ハンドブック」に明示し、履修オリエンテーションなどにおいても学生に周知している。【資料2-4-1】また、シラバスには各科目についての成績評価の方法を明示している。【資料2-4-2】これらの規程と平成24(2012)年度に策定した「成績評価基準」に基づき、成績評価と単位認定を行っている。【資料2-4-3】

さらに、平成 27 (2015) 年度には各科目のシラバスにおいて、学生が各授業回の内容を理解できるよう必要な予習・復習時間を具体的に明示しており、単位認定の基準、単位制度のさらなる実質化への一助にしている。【資料 2-4-4】

進級の認定要件は特段の定めはないが、卒業認定については、学則第9章(卒業及び学位)、「びわこ学院大学教育福祉学部授業科目履修及び試験等に関する規程」の第7章(「卒業資格」)で明示しており、これに基づいて卒業判定教授会において厳正に審議、決定している。【資料2-4-1】【資料2-4-5】

【自己評価】

本学では、単位認定及び卒業認定要件の基準に関する規程を定め、学生に適正に明示するとともに、個々の単位認定、卒業認定にあたって厳正に適用している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-4-1】学校法人滋賀学園規程集 (2-11 びわこ学院大学 学則) びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程

【資料 2-4-2】 2015 シラバス 各科目の下蘭「成績評価の方法」

【資料 2-4-3】「成績評価基準」(2012 年度策定)

【資料 2-4-4】2015 シラバス 各科目授業内容の右蘭「予習・復習の欄」

【資料 2-4-5】平成 27 (2015) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 27 (2015) 年 10 月の大学機関別認証評価の実地調査でも指摘されたが、平成 26 (2014) 年度に再試験制度を廃止したことによって学生の成績評価や免許状・資格の取得などに影響が生じていることが懸念されている。このことから、次年度はその実際の影響を調査するとともに、それに基づいて改善策を講じることが必要である。

2-5 キャリアガイダンス

≪2-5 の視点≫

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備 【事実の説明】

ア キャリア教育のための支援体制を整備

教育福祉学部子ども学科では、「子ども教育コース」及び「子ども福祉コース」の 2 コースを設定し、学生の志望をもとに在学時の所属分けを行っている。【資料 2-5-1】

平成 26 (2014) から平成 27 (2015) 年度においては、入学時では「子ども教育コース」及び「子ども福祉コース」のいずれかを選択し、1 年次秋学期の成績発表終了後に実習指導担当教員との面談をもとに、3 年次で志望する「実習指導」の履修について方向付けを行った。【資料 2-5-2】

このことにより、学生は多様な進路志望を持つ学生と交流でき、教員においても、自身の専門性を社会的・職業的自立に向けた指導に生かせるようになった。

また、一種のインターンシップである教育ボランティアについては、従来 $A\sim D$ の 4 科目が置かれていたが、平成 26 (2014) 年度より名称を A- I 、A- I 、B- I 、B- I に改め、学生に相互の関連性を分かり易くしている。【資料 2-5-3】

この教育ボランティア体験(各 28 時間)や福祉ボランティア体験(5 日間)を、教育 実習・保育実習を履修する前提条件の一つとすることで、学生は教育・福祉の現場を実 態的に認識することができ、進路選択の判断に生かされている。

2年次には、教養教育科目として「キャリアデザイン I」「キャリアデザイン I」を必修科目として置いている。「キャリアデザイン I」では、キャリアとは何か、大学生活とキャリア課題など基本的なことを修学させている。また、「キャリアデザイン I」では、2 つのコースごとに担当教員がそれぞれ学生に進路情報を提供するとともに、学生自身に希望職種を調べさせ、自らが作成した「私のキャリア新聞」を受講者全員の前で発表させ、就職に対する自己啓発を図っている。また、このことは、発表内容や方法だけでなく、発表後の質疑応答についても準備させることになり、プレゼンテーション技能の向上にも役立っている。【資料 2-5-4】

さらに、「キャリアデザインII」では、学生が主体となって、本学の大学祭のメインイベントである「わくわくフェスタ」の企画・準備・運営を行っている。「わくわくフェスタ」は、地元の幼児・児童を対象とした遊びやイベントを実施するボランティア活動である。1・2年生が主体となって取り組むこの活動を具体化していく中で、学生には設計・調整の実践能力を修得することができ、その後の学習や進路選択においても貴重な体験となっている。【資料 2-5-5】

一方,教育課程の外でのキャリア教育として,外部業者による各種の「講座」を活用しつつ,大学教職員による独自の「講座」も開設している。平成27(2015)年度の場合,具体的には,1年春学期に「基礎学力養成講座」(14コマ),1年秋学期に「試験対

策スタンダード講座」(16 コマ),2 年春学期に「試験対策アドバンス講座」(14 コマ),2 年秋学期に「採用対策スタンダード講座」(12 コマ),3 年春秋学期に「採用対策アドバンス講座」(20 コマ),4 年春学期に「採用対策直前講座」(12 コマ)を毎週継続的に開いている。【資料 2-5-6】

イ 就職・進学に対する相談・助言体制

平成 21 (2009) 年度から平成 24 (2012) 年度までは、学生の進路全般に関して、就職・進学の教員組織としての「進路委員会」と「子ども学科会議」において、毎月定期的に審議・情報交換を行ってきた。平成 27 (2015) 年度には組織体制の見直しを行い、進路・就職支援センターと実習・実践支援センターを全学的な組織として設置した。

また、進路支援課と教職支援課の事務室の統合を維持することにより、学生が志望する小学校・幼稚園・保育園・福祉施設・一般企業の職種に沿った総合的な支援を行う体制が継続され、学生にとっても進路に関わる窓口の一本化が維持されており、一ヵ所で総合的な進路情報を得ることができる。

これと併行して進路指導の業務を総合的に推進する「進路・就職支援センター」を設けた。【資料 2-5-7】

具体的には、進路支援課には就職担当を、教職支援課には教職担当をそれぞれ配置して、日常的に学生の相談への対応・支援・指導などを行っている。定例の「進路・就職支援センター企画運営委員会」では、進路支援課と教職支援課で作成された資料をもとに、進路ガイダンス・教職対策講座・就職対策講座・個別面談などに関する最新情報を共有し、学生一人ひとりの進路目標を実現するための支援を行っている。

就職・進路に関する資料なども、両課の室内や外部の掲示板に張り出し、積極的に情報提供を行っている。

平成 26 (2014) 年度 - 平成 27 (2015) 年度には、これまで放課後に実施していた 1 年次から 3 年次までの「基礎学力養成講座」「試験対策講座 S、A」を 5 時限目までの時間割の中に配置し、就職対策講座のより一層の充実を図っている。【資料 2-5-8】

また、平成 27 (2015) 年度からは、この「基礎学力養成講座」と並行して、基礎学力における課題が大きい新 1 年生を対象として「基礎学力養成演習」を少人数指導形式で開講した。これは、入学段階に「学部テスト」を実施し、この試験の結果、「学力」等において課題が予想される学生を受講者(必修)とするものである。こうした入学段階からの綿密な講座の実施は、基礎学力や「実習に求められる学力」の修得に大いに機能している。【資料 2-5-9】

また、1・2年生のクラス担当教員や3・4年生のゼミ担当教員が「学修の記録」を活用して行う学生との個別面談においても、一人ひとりの学生の状況を把握しながら、進路・就職についての相談を丁寧に行っている。さらに、必要に応じて、クラス・ゼミ担当教員と支援課職員との情報交換も行われ、進路・就職支援に反映されている。

なお、本学卒業生の就職状況は[表 2-5-1]に示すとおりである。これによると、ほぼ卒業生全員が教育福祉関係を中心に職を得ており、教職員が一丸となって指導・支援を行った成果といえる。

【自己評価】

本学では、入学定員 $80\sim120$ 人という小規模な大学の特性を逆に生かし、10 人以下規模のクラス・ゼミにおいて、きめの細かい学習指導・小集団活動などが実施されてきた。キャリアガイダンスにおいても、「キャリアデザイン I、II」などの授業を活用しな

がら、小集団で「わくわくフェスタ」に取り組ませることで、学生の協働意識とコミュ ニケーション能力が育成されている。

また、進路指導部門を「進路支援課・教職支援課」として一体化していることで、進 路に迷う学生に対する職業の紹介や就職支援が、より迅速かつ効果的にできるようにな っている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-5-1】2015 学生ハンドブック(p.30,34,38,44) カリキュラム 【資料 F-5】より

【資料 2-5-2】実習参加要件(学外実習オリエンテーション資料)

【資料 2-5-3】 2015 学生ハンドブック (p.46) 授業科目読み替え表

【資料 2-5-4】 2015 シラバス (p.23,27)「キャリアデザイン I, II」シラバス

【資料 F-5】より

【資料 2-5-5】平成 27 (2015) 年度 わくわくフェスタ資料

【資料 2-5-6】平成 27 (2015) 年度 採用試験対策実施報告

【資料 2-5-7】学校法人滋賀学園規程集

(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部進路・就職支援センター規程)

【資料 2-5-8】2014 授業時間割

【資料 2-5-9】 2015 授業時間割

「表 2-5-1 | 卒業生の進路先の状況

データ編【表 2-11】より抜粋

	10日 木工の延期が初り						
		平原	戈 27	平成 26		平月	戈 25
		(2018	5) 年度	(2014	(2014) 年度 (2013		3) 年度
教	育・福祉関係	45	77.6%	43	68.3%	35	73.6%
	小学校	6		11		9	
	養護(高·中·小·幼保)	7		0		1	
	特別支援学校	1		1		2	
	幼稚園・保育所・こども園	22		20		15	
	障がい者施設	4		6		8	
	高齢者介護施設	1		4		0	
	その他福祉施設	3		1		4	
	公務員 ※小·中学校事務職員	1		0		0	
一般企業		10	17.2%	10	15.9%	12	22.6%
進学		0		3	4.8%	0	0.0%
家事・その他		3	5.2%	7	11.1%	2	3.8%
合計		58		63		53	

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

キャリアガイダンスに関しては、将来、次の二点についての見直しを予定している。 その一点は、各般の職業情報の収集である。小学校教諭・養護教諭・幼稚園教諭・保育

士・福祉施設職員などの職種に関する情報は比較的豊富であるが、子ども学科ならではの、いわゆる子どもについての知識・技能が生かせるその他の職種に関するものや、新規に開設したスポーツ教育学科が養成する保健体育や地域スポーツなどに関するタイムリーな情報提供をより充実することである。インターンシップ制度として拡充することも一案と考えられる。

今一つは、進路・就職支援のための支援プログラムの充実である。これまでも、「教職・就職対策講座」などの講座は豊富に提供されてきたが、平成 26 (2014) 年度の 88 コマから平成 27 (2015) 年度には 100 コマに拡充した。また、平成 28 (2016) 年度より、「教育実習指導(小学校)」に英語も盛り込むことを計画している。さらに、1、2 年生の「クラス活動」のための時間を時間割の中に確保し、小集団活動を支援しながら、早い時期から就職への動機付けを行うことも目指している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2-6 の視点≫

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

教育目的の達成状況について、平成 27 (2015) 年度の卒業生の進路は【表 2-11】(エビデンス (データ編)) のとおりである。小学校、幼稚園の教員、保育士として就職した卒業生は 60.3%で、児童福祉施設、介護福祉施設などの社会福祉施設に就職した卒業生は全体の 12.1%となっている。【資料 2-6-1】

また、免許状・資格の取得状況についても、卒業生数 58 人において小学校教諭は 17 人、幼稚園教諭 37 人、保育士 32 人、養護教諭 15 人、高校教諭(福祉)1 人である。【資料 2-6-2】

これらの結果から、子どもに関わる教育・保育・福祉の専門職を養成するという子ども学科の教育目的(本学学則第1条第2項「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」)は概ね達成しているものと考える。

また、平成 27 (2015) 年度も前年度に引き続き、学生が就職した一般企業の評価を 把握するため、企業向けのアンケート調査を実施した。

【自己評価】

卒業生の進路状況、免許状・資格の取得状況から、子どもに関わる教育・保育・福祉の専門職を養成するという子ども学科の教育目的を達成している。また、本学は、専門職養成という教育目的に向けて、学修や生活環境、教職員の支援が効果的に機能している。卒業生の就職先の企業アンケートからも、本学の建学精神である「地域に貢献する人材の育成」は内外に浸透しているものと認識している。

<エビデンス集 (データ編) >

【表 2-11】平成 27 (2015) 年度 卒業生の進路状況

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-6-1】平成 27 (2015) 年度 卒業生の進路一覧

【資料 2-6-2】平成 27 (2015) 年度 卒業生の免許状・資格の取得状況

【資料 2-6-3】学生が就職した企業を対象としたアンケート調査(平成 27(2015)年度)

[表 2-6-1] 「企業が重視する点」と「本学卒業生の印象評価」の比較

平成 26(2014)年度卒業生

就職先企業・施設アンケート調査(大学)

・採用にあたって、どのような点を重視されますか

・本学の卒業生の印象について、 どのように評価されますか (5段階評価の平均)

(社)

1	熱意・意欲がある	22
2	責任感がある	15
3	誠実である	14
4	社会常識がある	12
5	人への思いやりがある	11
5	コミュニケーション能力がある	11
7	協調性がある	10
8	チャレンジ精神がある	8
9	主体性がある	6
9	専門知識・技術がある	6

1	誠実である	4.2
2	人への思いやりがある	3.9
3	責任感がある	3.8
3	粘り強さがある	3.8
5	協調性がある	3.7
5	仕事への理解力がある	3.7
7	熱意・意欲がある	3.6
8	社会常識がある	3.5
8	行動力がある	3.5
10	コミュニケーション能力がある	3.3
10	主体性がある	3.3
10	柔軟性がある	3.3

2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック 【事実の説明】

教育内容・方法及び学習指導等の改善については、Ⅱ-2-2 で記述したとおり、春学期、 秋学期の第5週目の授業時に実施する授業改善アンケート、そして、各学期末に実施する授業評価アンケートをもとに行っている。

本年度から実施した授業改善アンケートでは、5回の授業を終えての感想、授業に対する取り組み(予習・復習・受講態度)の自己評価、授業への要望を記述させ、教員はそれを参考にして授業の改善を図っている。【資料 2-6-3】

授業評価アンケートは、13項目にわたる質問項目を設定しており、数値化したアンケ

一ト結果は教員に返却され、個々の担当科目ごとにその結果についてのコメントを加え、 大学ホームページ上で学生に公開する。この一連の取り組みを通して、担当教員は授業 内容や指導方法にフィードバックし、教育目的の達成に向けた所要の改善を講じている。 なお、授業を受ける上での当事者意識、責任感を高めるために、本年度より記名方式を 採ることとした。【資料 2-6-4】

【自己評価】

本学では、教育内容・方法、学習指導の改善に向けて、授業評価アンケートに加えて 授業改善アンケートを新たに導入し、その評価結果は個々の教員にフィードバックして いる。こうした取り組みは、教員の教育姿勢を刺激することとなり、教育目的の達成に 向けて教育力の全般的なレベルアップが図られているものと認識している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-6-3】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 授業改善アンケート

【資料 2-2-6】に同じ

【資料 2-6-4】平成 27 (2015) 年度 授業評価アンケート報告書(春学期、秋学期)

【資料 2-2-5】に同じ

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

卒業生の進路状況、免許状・資格の取得状況、就職先の企業アンケート等の結果についてはデータの整理と蓄積を行い、それをもとに学内での論議と検討を通じて平成 30 年度実施の新カリキュラムの編成を進めていく予定である。

2-7 学生サービス

≪2-7の視点≫

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

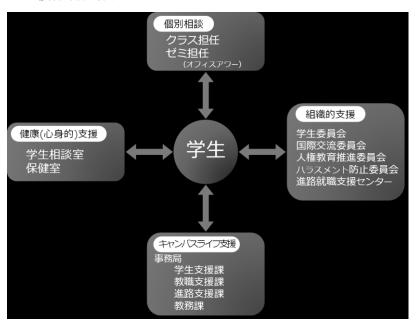
2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

学生が充実した学園生活を送ることができる環境づくりは、学業の質を高める上でも 重視すべき課題である。本学では、「学生委員会」と「進路・就職支援センター」が中心 となって、[図 2-7-1] のとおり、学生支援に関するさまざまな制度設計や窓口業務のほ か、「学生アンケート」による意識調査など全学的な学生支援活動を展開している。この

他、学生生活の安定に資する組織として「人権教育推進委員会」と「ハラスメント防止 委員会」を設置し、学生と教職員の人権意識の高揚とハラスメント等の防止に力を入れ ている。そして、四大と短大の学生をあわせて、学生生活に対する支援を行っている。

[図 2-7-1] 学生支援体制組織図



個別分野ごとの取り組みは、次のとおりである。

ア 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

学生サービスと厚生補導業務を所轄する「学生委員会」では、月次の定例会議において学生生活全般に関する支援の在り方等について協議を行っている。【資料 2-7-1】

また、事務組織としては、学生部に教職支援課、進路支援課及び学生支援課の3課を 置き、学生からのさまざまなニーズに対応している。

教職支援課及び進路支援課では、学生の進路・就職等に関する相談・指導業務を所掌 しており、学生支援課では、日常的な窓口対応のほか、学生が学業に専念できるよう生 活面や経済面、健康面からのサポート業務を主としている。【資料 2-7-2】

イ 学生の人権保障とハラスメント防止等の対応

学内に「人権教育推進委員会」及び「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権を保障するための取り組みを行っている。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】

学生のための人権研修は、幅広く人権問題をとらえ、11月に人間関係やコミュニケーションという観点から人権についての講演会を実施し、啓発を行っている。[表 2-7-1]

ハラスメント防止対策については、4月のオリエンテーション時に、注意啓発を行い、 掲示板での啓発ポスターの貼付、リーフレットの配付など、日頃から意識喚起に努めて いる。また、相談者への対応については、教員4名によるハラスメント相談員を掲示板 に公示するほか、学生支援課にメール・ホットラインを開設して携帯電話からのメール 相談にも、気軽に、いつでも、迅速に対応できるよう態勢を整えている。なお、当委員 会では[表 2-7-2] のとおり、取り組みを行っている。

[表 2-7-1] 人権学習会開催状況(大学共通)

年度	学生対象研修	教職員対象研修			
	「これからの社会と私の人権~実 社会に露呈する様々な人権問題を	「ネット社会と人権」 講師 佛教大学教授 原 清治 氏			
2015 年度	考える~」	INTERPORT OF SALK IN THE PA			
	講師 びわこ学院大学准教授				
	高木和久 氏				

[表 2-7-2] ハラスメント防止委員会の状況(大学共通)

年度	取り組み内容
2015 年度	新入生オリエンテーションにて、ハラスメント防止について注意啓発

ウ 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構による奨学金受給者は、[表 2-7-3] のとおり、平成 27 (2015) 年度では第一種 27 人、第二種 123 人、第一種と第二種の併用 14 人、計 164 人であり、学生のおよそ 2 人に 1 人が奨学生である。また、滋賀県社会福祉協議会による保育士修学資金貸付制度は、[表 2-7-4] のとおり、平成 27 (2015) 年度では計 22 名が受給している。奨学金を希望する学生の主な理由は、保護者の就労の不安定さや傷病等による離職などによるものが多い。

本学独自の奨学金制度としては、[表 2-7-5] のとおり、特別奨学金(入学金・授業料の減免)、ファミリー優遇制度(入学金減免)及び授業料減免制度がある。平成 27 (2015) 年度は特別奨学金対象者が 19 人、ファミリー優遇制度については 9 人が適用を受けており、該当する比率は 21.1%である。災害減免制度が適用されている学生は 1 人である。

返済や利子の支払いの必要のない特別奨学金を利用して、小学校・中学校・高校の教 諭や特別支援教諭、公立の幼稚園教諭・保育園の保育士などの教育者のほか、社会福祉 士等をめざして勉学に力を入れる学生が徐々に増加している。【資料 2-7-5】

また、在学生を対象として、成績の優秀な者には、授業料等を半額免除する制度も設けられている。【資料 2-7-6】

[表 2-7-3] 日本学生支援機構(日本育英会)奨学生の状況 平成 27 (2015) 3月 31 日現在

年 度	学生数 (A)	第一種	給 第二種	学 生 併用	数 計 (B)	割合 (B/A)
2012 年度生	72	2	31	2	35	48.6%
2013 年度生	92	4	31	3	38	41.3%
2014 年度生	90	10	25	6	41	45.6%
2015 年度生	103	11	36	3	50	48.5%
計	357	27	123	14	164	45.9%

「表 2-7-4 】 保育士修学資金貸付制度の状況 平成 27 (2015) 3月 31 日現在

年 度	学生数 (A)	受給 学生数 (B)	割合 (B/A)
2012 年度生	72	1	1.4%
2013 年度生	92	11	11.9%
2014 年度生	90	5	5.6%
2015 年度生	103	5	4.8%
計	357	22	6.2%

「表 2-7-5] 本学独自の奨学生の状況(四年制のみ) 平成27(2015) 3月31日現在

٠.	_ , ,,	77 - JC 1	v v	<i>V</i> = \—	1 11-3 - /	/		1 // = - (= -	10, 0,1 01 1 701
		学生数	奨 学 制 度 別 受 給 学 生 数					生心人	
	年 度	子生剱 (A)	1	2 3 4	(5)	計 (B)	割合 (B/A)		
	2012 年度生	72	3	0	0	4	0	7	9.7%
	2013 年度生	92	1	0	0	7	1	9	9.8%
	2014 年度生	90	2	1	0	9	0	12	13.3%
	2015 年度生	103	8	4	0	9	0	21	20.4%
	計	357	14	5	0	29	1	49	13.7%

- ※ ①特別奨学生制度・・・成績が優秀で本学の教職支援プログラム等に積極的に参加し、小 学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭・保育士等の職に就く意欲が特に強い者に授業料及び 施設設備費の半額を、単年度単位で免除する制度。
 - ②スポーツ教育特別奨学生制度・・・本学の教職支援プログラム等に積極的に参加し、中 学校教諭(保健体育)・高等学校教諭(保健体育)・特別支援学校教諭等の職に就く意欲 が特に強い者、または、本学スポーツ教育学科の中核となり、リーダーシップを発揮し 学科の活性化に貢献することが期待できる者に授業料及び施設設備費の全額あるいは半 額を、単年度単位あるいは4年間を前提に免除する制度。【資料 2-7-7】【資料 2-7-8】
 - ③在学生対象成績優秀者特別奨学生制度・・・年間累計 GPA が在籍学年で上位 10 位以内 にあり、かつ、GPA の目安として 3.50 を超える者。本学の教職支援プログラム等に積極 的に参加する者。小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭・保育士等の職に就く意欲が特に 強い者に授業料及び施設設備費の半額を、単年度単位で免除する制度。
 - ④ファミリー優遇制度・・・入学生の兄弟・姉妹・親子が本学を卒業しているか、現在、 在学している場合は、入学金の半額を免除。同時在籍の場合はさらに、同時在学期間中 の授業料を半額免除する制度。
 - ⑤ 台風等の自然災害で被災した受験生への学費等特別措置制度・・・災害救助法が適用さ れる自然災害で被災した受験生・入学生に対する学費等減免制度。

エ 学生の課外活動に対する支援

平成 21 (2009) 年度からは大学と短期大学部の学生との合同によるクラブ・サーク ル活動が行われるようになった。平成 27 (2015) 年度の団体数は 22 団体となっている。

【資料 2-7-9】

また、認定されたクラブに関しては、活動内容に応じ、学友会から活動費を支給している。

才 「学友会」運営支援

学友会活動の大きな事業としては、毎年 11 月 3 日に開催される大学祭や各種ボランティア活動、卒業時の記念事業などがある。特に、学生が企画から運営全般にわたって主体的にプロデュースする大学祭には近隣住民の参加が多く地域の風物詩的な存在になっており、学生の大きな励みにもなっている。【資料 2-7-10】

カ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生相談室については、4 月のオリエンテーション時に学生相談案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知する一方、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス及びゼミを担当する教員から利用を促している。カウンセラーは、学生の相談状況及び対応方法等について学生委員会で情報提供し、共有化を図っている。

平成 27 (2015) 年度における相談室の利用状況は [表 2-7-6] のとおりであるが、本学では日頃からクラス・ゼミ担当教員が相談者となり、問題解決にあたっていることもあって、傾向として、学生が相談室を利用するのは、相当深刻な事態になった段階で、行動することが多い。また、コース別会議や実習小委員会では、特に"気になる学生"に対するケアの時間を確保し、教員間での意見交換を行うとともに、情報の共有に努めている。

全学生を対象にした定期健康診断で異常が見つかった者への適切な保健指導を行うとともに、相談する学生で医学的な治療を必要とするときは、その都度校医と連絡をとり、然るべき指示のもとに対処している。なお、カウンセラー担当教員やクラス・ゼミ担当教員の話を総括すると、平成 27 (2015) 年度における相談事案は、友人関係や心の問題、家族のこと等が主なものとなっている。

[表 2-7-6] 学生相談室利用件数(短大・四大含む)

(人)

年 度	相談時間	のべ利用者
2015 年度	月・水・木 10:30~15:00	13

【自己評価】

小規模校の特性を活かして、教職員が一丸となり、入学時から学業、健康・生活や経済援助、交友関係などにわたって、きめ細かな個別支援がなされており、学生サービスや厚生補導においても一定水準の対応が維持できているものと認識している。また、人権・ハラスメント研修においても、身近な事例をもとに理解が深められている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-7-1】学校法人滋賀学園規程集(2-35 びわこ学院大学 学生委員会規程)

【資料 1-3-17】に同じ

【資料 2-7-2】学校法人滋賀学園規程集(1-5 事務組織規程)

【資料 2-7-3】学校法人滋賀学園規程集(2-37 びわこ学院大学 人権教育推進委員会規程)

【資料 2-7-4】学校法人滋賀学園規程集(2-39 びわこ学院大学 ハラスメント防止委員会規程)

【資料 2-7-5】学校法人滋賀学園規程集(2-45 びわこ学院大学 特別奨学生規程)

【資料 2-7-6】学校法人滋賀学園規程集(2-58 びわこ学院大学 在学生対象成績優秀者特別奨学生規程)

【資料 2-7-7】学校法人滋賀学園規程集(2-59 びわこ学院大学 スポーツ特別奨学生規程)

【資料 2-7-8】学校法人滋賀学園規程集(2-60 びわこ学院大学 スポーツ教育 S 種特別奨学生規程)

【資料 2-7-9】平成 27 (2015) 年度 クラブ・サークル一覧表

【資料 2-7-10】平成 27 (2015) 年度 紅葉賀祭パンフレット

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見や要望は、卒業者を対象としたアンケートと在校生に対する学生生活実態調査、そして意見箱の設置によって掌握に努めている。卒業生を対象としたアンケート調査では、大学生活での感想や後輩を念頭においた改善事項が主な内容になっており、これらは FD 委員会で分析検討し、翌年度の第1回教授会で委員会報告として公表している。

また、平成 27 (2015) 年度に実施した「学生生活に関するアンケート調査」は、学生生活のうち、住居、経済生活、交友関係、学内施設の利用、課外活動、卒業後の進路等、37 項目を調査項目としており、在校生の 82.4%から回答が寄せられた。【資料 2-7-11】 意見箱については、食堂と学生ホールに設置しており、定期的にチェックしたうえで、必要に応じ学生委員会に報告している。

こうした定型的な意向調査とは別に、毎年、「学長と学生・学友会代表の懇談会」が設けられており、平成 27 (2015) 年度においてもたれた会議では、食堂利用、スクールバス・駐車場、図書館、キャンパスアメニティーなど施設・設備の利用に係わることや教育指導のあり方、経済面での支援など、大学生活全般に関する事項が話し合われた。

【資料 2-7-12】

これらの要望事項については、財政面や施設構造、制度面からの制約もあって直ちに対応できない事項もあるが、例えば、一部トイレのウォシュレット化や駐車場の舗装など取り組みが可能なものについては適宜改善策を講じている。また、ソフト面ではキャンパス内での喫煙禁止について、受動喫煙防止の観点から平成 27 (2015) 年度は喫煙場所を 1 カ所にするなど、全面禁煙に向けて段階的な取り組みを進めている。【資料2-7-13】

また、学生食堂のメニューや価格に関する要望も多かったことから、平成 27 (2015) 年度には学生食堂を運営する業者を変更し、価格帯もよりリーズナブルにする等の工夫 を行った。

【自己評価】

学生生活全般に関する学生たちの意見・要望は、アンケート調査などを通して適正に 把握しており、その分析結果については、取り組み可能なものから順次対応している。

学生サービスについては、小規模大学であることから教職員が個別に対応するケースが 多く、それらを各学科会議やコース会議等の議題に載せ、情報の共有化に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-7-11】平成 27 (2015) 年度「学生生活に関するアンケート調査」票と集計結果

【資料 2-7-12】平成 27 (2015) 年度 学長と学生との懇談会記録

【資料 2-7-13】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

学生生活の支援

本学では、小規模校の強みを活かして、クラス・ゼミ活動や授業における小集団活動などの身近なくくりのなかで学生同士の交流を支援し、学生の人間関係調整力の涵養に努めている。また、実習指導での活動や大学祭における「わくわくフェスタ」などの取り組みは、学生の連帯感を高めるうえで有効に機能している。しかし一方で、周囲になじめない学生が少なからず存在することから、企画・運営、活動内容等について多面的に見直すこととしている。

人権研修においては、クラス・ゼミでの顔見知りの関係から本音が出し易く、互いの生き方が確認できる点は評価できるが、開催方法が固定化しており、新鮮さに欠けるとの指摘もあることから、課題の設定や取り組み方法等についての検証が求められている。また、ハラスメント防止研修も学生の視線で話題(例えばパートナー関係など)を取り上げるとともに、親しみの湧く啓発資料などにより、自分の問題として関心をもつように工夫する必要がある。

・学生の意見・要望に対する対応

学生生活に関する学生の要望は、学生委員会で集約している。これまでは食堂利用、スクールバス、談話室の拡張、キャンパスアメニティーに関する課題等があり、可能な事項から順次改善を加えているが、先送りされているものもある。今後、アンケート調査を定量的に集約し、中期経営計画に位置付けるなど具体化のシナリオを提示していきたい。

社会情勢の変化に伴って、学生が抱える悩みや大学への期待感は、年々複雑・多様化しており、直ちに解決策が見いだせない事例も多くなっている。これまでは、さまざまな生活相談に関して、クラス・ゼミの担当者が受容的な態度できめ細やかな支援を行ってきたが、専門的視点から一歩踏み込んだ対応ができるよう体制面での整備が求められる。こうしたことから、平成 27 (2015) 年度においては、体調不良者への日常的な対応はもとより、精神面での悩みを持つ学生に対するメンタルな相談ごとにも対処できる保健室担当者を配置した。

2-8 教員の配置・職能開発等

≪2-8 の視点≫

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめ とする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備
- (1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

- (2) 2-8 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学の教員数は、大学設置基準及び教職課程認定基準を充足しており、教学上必要な教員を適切に配置している。また、教員構成は、「学士(子ども学)」及び「学士(スポーツ教育学)」の学位取得に関わる教育学、福祉学、スポーツ学などを専門とする教員が中心となっている。【資料 F-6】

専任教員 23 人の年齢構成については、60 代以上が9人(39.1%)、50 代が6人(26.1%)、40代6人(26.1%)、30代以下が2人(8.7%)となっており、教育課程の運用に支障のない状況である。

専任・非常勤の教員数は87人で、その内訳は、専任教員数が24人、非常勤教員数が63人となっている。また、専任教員による開設授業科目数は146科目、非常勤では82科目となっており、専任教員の占める授業科目比率は64.0%である。【資料2-8-1】

【自己評価】

年齢構成や職位構成にやや偏りがみられるものの、大学設置基準に定める教員数、教授数を確保するとともに、「学士(子ども学)」及び「学士(スポーツ教育学)」の専門分野に応じて必要な専任教員を適切に配置している。なお、平成 26 (2014) 年度開設のスポーツ教育学科は学年進行中であり、完成年度の平成 29 (2017) 年度には基準を充足する予定である。

<エビデンス集・データ編>

【表 F-6】 全学の教員組織

【表 2-15】 専任教員の学部ごとの年齢別の構成

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-8-1】2015 学生ハンドブック(p.164,165)びわこ学院大学教員名簿【資料 F-5】より

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめと する教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用、昇任に関する資格審査は、「びわこ学院大学教員選考規程」に基づき適切に実施している。教員の選考にあたっては、人事委員会において最終学歴と学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに一次選考を行い、教授会の審議を経て、学長が理事長に推挙し、理事会において決定する。【資料 2-8-2】

採用形態は、任期を設けない採用と年限を固定した任期制採用を併行して実施している。 【資料 2-8-3】

この他、本学の教育目的をより戦略的に進めるため設置している4センターには、平成27 (2015) 年度において高等学校等で教育経験がある職員(高等学校校長経験者)を実務家教員として配置し、専門性を活かした学修・就職支援を行っている。【資料2-8-2】 教員評価については、平成26 (2014) 年度より実施しており、具体的には各教員は「教育研究活動等の業績申告票」に、研究、教育、学内貢献、社会貢献の4項目について当該年度の実績を記入し、学長に提出する。学長は、提出された申告票の各項目を評価し、それらを集約する形で総合評価(5 段階)をするとともに、所感を記入したうえで各教員に評価結果を通知している。【資料2-8-4】【資料2-8-5】

教員の研修、FD 活動については、先述のように、FD 委員会を中心に平成 26 (2014) 年度は次の取り組みを行った (詳細は基準II-2-2 を参照)。

- ・教員間での公開授業(11・12月)【資料 2-8-6】
- ・授業評価アンケート (春・秋学期の各学期末)【資料 2-8-7】
- ・第1回 FD 研修会「成績評価基準~再試験制度廃止に伴う課題~」(7月)

【資料 2-8-8】

・第2回FD研修会「『発達障がい』が疑われる学生への対応について」(10月)

【資料 2-8-9】

・第3回 FD 研修会「授業規律(授業受講時のルールづくり) について

【資料 2-8-10】

【自己評価】

教員の採用・昇任等は、所定の規程に基づき適正に実施しているものと判断している。 また、教員の資質向上や能力の開発に向けて、FD 委員会を中心に研修会等を適宜実施 している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-8-2】学校法人滋賀学園規程集(2-13 びわこ学院大学 教員選考規程)

【資料 2-8-3】学校法人滋賀学園規程集(2-2 びわこ学院大学 就業規則) 第3条

【資料 2-8-4】平成 27 (2015) 年度 教育研究活動等の業績申告票

【資料 2-8-5】平成 27(2015) 年度 教育研究活動業績に関わる教員評価結果報告書

【資料 2-8-6】平成 27 (2015) 年度 公開授業参加報告書 【資料 2-2-7】に同じ

【資料 2-8-7】平成 27 (2015) 年度 授業評価アンケート報告書(春学期、秋学期)

【資料 2-2-8】に同じ

【資料 2-8-8】平成 27 (2015) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-9】に同じ

【資料 2-8-9】平成 27 (2015) 年度 第 2 回 FD 研修会

【資料 2-2-10】に同じ

【資料 2-8-10】平成 27(2015)年度 第 3 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-11】に同じ

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学は、教育・保育の現場での指導者育成を教育目的の柱としていることに鑑み、知性と教養を養うための教養科目を開講してきた。平成 26 (2014) 年度において、教養教育のあり方や体系的な位置づけ、実施体制などを考察するための組織として、教務委員会の中に「教養教育専門委員会」を設置し、集中的に協議を行った。この専門委員会においては、開学した平成 21 (2009) 年度以降の教養教育課程の課題や教養教育の内容と専門教育の関連性などについて検証を行い、ここでの議論をもとに、新たに教養教育課程におけるカリキュラムマップを作成した。【資料 2-8-11】

このカリキュラムマップは、学科及び免許ごとに履修科目を系統的に、関連性をもたせて体系化したもので、学生には効果的な履修が可能になり、学修成果の向上に資することができる。さらに、2-2-②でも述べたが、このカリキュラムマップをもとに子ども学科の教育課程における各科目のシラバスについて、教務委員会が第三者チェックを行った。【資料 2-8-12】

【自己評価】

教養教育を効果的に推進するためのカリキュラムマップを作成した。このカリキュラムマップにより、学生にとっては効率よく履修科目が選択できることになり、教育効果の高揚が期待できるものと認識している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-8-11】教養教育課程カリキュラムマップ

【資料 2-8-12】シラバスの教務委員会チェック資料

【資料 2-2-6】に同じ

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教員体制は大学設置基準を満たしているが、教員配置では教員の年齢構成やキャリアは多様であり、学生の実態や課題、特性などをもとにした学生指導、授業方法、進路指導のあり方などについて教員間での一定の共通理解が必要である。また、教員確保に際しては教育力の維持向上の視点から、一部公募方式の導入を検討したい。

2-9 教育環境の整備

≪2-9 の視点≫

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎及び施設・設備等については、それぞれ設置基準を満たしており、教育目的を達成するための環境は適正に整備されている。また、大学施設の全般についてバリアフリーや建築物の耐震基準などの安全性は確保されており、学内 LAN や IT 機器・設備など情報教育基盤も整っている。なお、これら施設・設備に関する学生からの要請については、アンケート調査などをもとに、緊急性の高いものから改善に努めている。【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】

施設等の概要は以下のとおりである。

ア 土地・校舎面積

本学の校地面積は、短期大学部と共用で $20,104~m^2$ であり、大学設置基準第 37 条と短期大学設置基準第 30 条の規定により算出される必要な面積 $5,800~m^2$ (収容定員学生数 $580~\mathrm{L}\times10~m^2$)を上回っている。また、校舎面積は $7,874~m^2$ であり、大学設置基準第 37 条の 2 と短期大学設置基準第 31 条で規定されている必要な面積 $5,738~m^2$ を満たしている。なお、建屋全体が 3 階以下に抑えられており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスとなっている。

[表 2-9-1] 校地・校舎面積

単位: (m²)

4	収容	校	地	校	舎
	定員	基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	420 人	4,200		3,388	
びわこ学院大学短期大学部	160 人	1,600	20,104	2,350	8,322
計	580 人	5,800		5,738	

イ 教室

講義室は、大講義室(240人)[1室]、特別講義室(200人)[1室]、中講義室(90人) [5室]、小講義室(36人)[3室]を備え、すべて AV 機器等によるマルチメディアに対応 した装置を整備している。また、実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室 [1室]、理科室[1室]、音楽室[1室]、ピアノレッスン室[10室]、子ども教育実習室 [1室]、行動観察室[1室]、介護・養護・看護実習室[1室]、入浴介助実習室[1室]、造形 室[1室]、コンピュータ室[3室]となっている。

各実習室には、それぞれの教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備えて

おり、これらの実技室・実習室は授業に使用するほか、学生の空き時間における自学自習の使用を認めている。この他、研究室は、個室が 38 室 (短期大学部教員も含む) あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

ウ体育施設

体育館(909 ㎡)は、更衣室、シャワールームを完備し、また、運動場(6,194 ㎡)は全面に人工芝を整備している。他にテニスコート(2 面)を備え、授業や課外活動等に使用している。平成 26(2014)年8月に完成したスポーツ教育棟の1階にはトレーニングルーム、シールドルーム、実験室が設けられており、授業で活用するほか、トレーニングルームでは部活動などの個人利用も可能である。あわせて、部活動の充実、活性化につながるよう、シャワールームを含めた部室棟を整備した。

また、第 2 グラウンド(2599.79 ㎡)として、陸上競技の数種目が活動できる多目的グラウンドが平成 27(2015)年度末に完成し、平成 28(2016)年度から供用を開始する。

工 図書館

本学の図書館(1,098.49 ㎡)は、閲覧席 102 席、視聴覚コーナー22 席、ブラウジング席 26 席、検索コーナー6 席、ノートパソコン 11 台及び閉架書庫一室で構成し、蔵書は教育及び福祉の専門書を中心に和書 55,117 冊、洋書 3,461 冊、学術雑誌 170 種、AV 資料 2.373 点である。

開館時間は平日 9:00~21:00、年間入館数(平成 27 (2015) 年度)は延べ 30,406 人 となり、年々増加の傾向にある。所蔵図書及び AV 資料はすべてデータベース上で検索 可能である。車椅子に座ったままでの利用ができるように、本棚が低く通路が広い設計 となっている。

また、本学関係者に加え、広く地域社会にも開放することで大学としての地域貢献の一翼を担っている。利用申し込み数としては例年 30 人前後ではあるが、地元市民や受験を控えた高校生あるいは絵本好きの小学生など幅広い層の人たちが各々の目的に応じて利用されており、21:00 までという開館時間も「学校帰りや仕事帰りにゆっくり利用できるのでありがたい。」と好評を得ている。

オ その他の共用施設

学生の共用施設としては、学生食堂(150 席)と学生ホール(110 席)がある。食堂については、全面的に専門業者に運営を委託しているが、学生の登校日に波があることから、法人において一定額を補助している。また、学生ホールに設けられている飲食コーナーでは、軽食や飲料が低廉価で提供されており、学生と教職員との懇談やミーティングの場として有効に機能している。

なお、学生食堂については、学生や教職員の意見、要望を勘案し、平成 28 (2016) 年度から業者を変更することにした。

【自己評価】

大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備も教育課程の適正な運営が可能である。また、耐震基準やバイリアフリーなどの安全管理面についても所要の対応がなされており、学修環境は良好なものであると判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-9-1】大学設置基準 別表第三

【資料 2-9-2】 2015 学生ハンドブック (p.170)

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図 【資料 F-5】より

2-9-② 授業を行う学生数の適正な管理

【事実の説明】

本学においては、通常の講義は現有の教室で問題なく対応できているが、実習、演習の科目については、多数の履修登録があった場合はこれを少人数に分割して、きめ細やかな指導が行えるよう配慮している。特に、専門領域の基礎となる教養教育科目(実習)にあっては、学修効果を上げるため、複数の教員が担当するなど、手厚い指導体制を整えている。

学生規模とそれに応じた教室等は概ね満たしているが、今後カリキュラムや時間割の 内容次第では、その実施稼働率は満杯になることが予想できることから、教室等の稼働 状況の見直しと効率化を図っていきたい。【資料 2-9-3】

【自己評価】

授業科目や教育内容によってクラスを分割したり、複数の教員が担当したりするなど、 きめ細かい指導体制が整っていると判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-9-3】教室等の稼働状況

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の整備は平成 2 (1990) 年度で、学舎等の建造物は全て耐震構造で整備しており、 防災面でも一定配慮されている。

授業を行うクラス人数については、多人数の科目では2クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。

スポーツ教育学科に係る実技授業については、近接の市営施設を利用しているが、運用 上の制約もあって、限られた時間帯での使用となっている。学生の増加に伴い実技種目の 多様化が予想されることから、これの対応が求められる。また、図書館では蔵書の増加に 伴い、書架の補充が必要となっている。学生や教職員に対する情報サービスや研究支援機

能の充実に向けて、計画的に態勢整備を図っていきたい。

[基準2の自己評価]

本学は、子ども一人ひとりの個性を引き出して自立・発展させる指導力を身につけた教育者・保育士、施設職員、企業人の育成を教育・研究の柱としている。

基準2の「学修と教授」にあっては、学生の受け入れ、教育課程と教授方法、学修や授業、 学生の支援、学修評価、教員の配置等において、入学から卒業までの学修や学生生活の充実 に向けた環境整備に教職員が一体となって適切に対応している。

今後とも4年間の教育課程のさらなる充実に向けて取り組んでいく。まず、学生の受け入れ段階においては、入学前学習の内容とその実施方法の改善を通して、入学後の学修に求められる基礎学力の維持、向上を図るとともに、入学後の学修との連続性を図る。そして、入学後の4年間の教育課程においては、カリキュラムマップを、ディプロマポリシー、養成するべき人材像などに基づいて練り上げるとともに、それをもとに教育課程の充実を図り、同時に、平成30 (2018) 年度実施予定の新教育課程の検討を進める。

また、学生へのきめ細やかな学修支援や授業支援、進路支援の充実も重要である。個々の 教員だけではなく、学科、コース、実習小委員会、教職支援課、進路支援課などが連携して、 学生への支援と働きかけを組織的に強化していくよう努める。

大学が提供するさまざまな支援・サービスについては、学生生活が円滑に送ることができるよう満足度を指標とした取り組みを進めるとともに、人権やハラスメントに対する意識啓発を徹底するほか、学生への経済的支援や健康・悩みごと相談などの体制整備を図る。

この他、大学の施設・設備は、大学設置基準を満たしているが、スポーツ教育学科の開設 に伴い、アスリートや体育系の指導者の養成に必要な教学・体育活動の環境整備について、 計画的に実施する予定である。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

≪4-1 の視点≫

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学の建学理念や大学の使命・目的については、学則に謳っているとおり、地域社会の未来に貢献する創意と意欲をもった人材の育成を基軸としている。【資料 4-1-1】

もとより、自己点検・評価は、本学の教育水準の向上と活性化を図り、もって建学の理念、社会的使命の達成に資することにある。このため、教職員自らが本学における教育研究活動と大学運営の実情等から光と影を客観的に把握し、今後の改革すべき方向等を自得していかなければならない。

本学では開学直後から所定の委員会(「自己点検・評価委員会」)において、自己点検・評価事務に鋭意取り組んできた。平成24(2012)年度に初版を、平成25(2013)年度に第2版の報告書を作成した。初版評価書の作成にあたっては、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学機関別評価基準1~4の項目に則して学内の関係部局・機関等の協力を得ながら実施したものである。エビデンスの整理や学内的な調整等に手間取るなど一部適正を欠く面もあったが、翌平成25(2013)年度の自己点検・評価書(第2版)については、全学的な取り組みをすすめ、教職員の意識を深めることができた。【資料4-1-2】【資料4-1-3】

その評価過程において明らかにされた教学上の問題をはじめ、大学の管理運営、財務などの諸分野における課題については、総合的視点から検証評価を加え、中期経営計画などを通して計画的に改善策を講じてきている。

また、平成 27 (2015) 年の大学機関別認証評価に係る評価書の作成に当たっては、「認証評価基準と対応組織」の構図を明らかにし、各部門での主体的な取り組みを行った。とくに、全学的な総合調整の場として設置した「びわこ学院大学認証評価連絡会議」は、学内での共通認識を図るうえで、有意義であった。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

【自己評価】

初版、第2版の報告書にみられる本学自己点検・評価は、四年制大学の開学後の学年 完成年度を機に実施したものであることから、内容面での踏み込み不足等、反省すべき 点は多い。こうした反省点を踏まえて、平成 27 年度「大学機関別認証評価」の受審準 備をおこない、全教職員が協働しながら評価書の作成に取り組むことができた。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 4-1-1】学校法人滋賀学園規程集(2-11 びわこ学院大学 学則)第1条 【資料 F-3】より

【資料 4-1-2】平成 21 (2009) 年度~平成 24 (2012) 年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-3】平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-4】平成 27(2015)年度 大学機関別認証評価 評価報告書

【資料 4-1-5】認証評価基準と対応組織の構図

【資料 4·1·6】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 認証評価連絡会議設置要項

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

自己点検・評価業務は、本学学則の第 63 条に定める教授会の下に組織する「びわこ学院大学自己点検・評価委員会」において、開学以来、月次の定例日に委員会を開催している。本委員会での審議事案は、教育・研究内容や実習活動など教学全般に関する事項から教職員の能力・資質の高揚など組織力の維持向上に亘っており、大学全体を総合的に俯瞰する役割を担っている。

また、本委員会は「びわこ学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学部長を 委員長として、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長及びその他学長が指 名した者で構成している。、学長、理事長は、必要に応じオブザーバーとして参加する。

【資料 4-1-7】

平成 27 (2015) 年度は、月 1 回を基準に延べ 6 回の委員会及び 16 回の認証評価連絡会議が開催した。そこでは FD 委員会との連携も視野に入れながら、自己点検・評価作業の実施やこれらの結果を踏まえた対応策の検討、さらには公表の方法などについて審議し、その内容については教授会をはじめ、学内の所定の各委員会や会議等において周知に努めてきた。【資料 4-1-8】

自己点検・評価業務については、全学挙げて取り組むことを念頭に、「【資料 4-1-4】 認証評価基準と対応組織」を定め、学内組織との係わりを明確にしている。

【自己評価】

開学時から教授会の下に自己点検・評価のための委員会を設置しており、法人との連携のもとに、教職員が協働して大学運営の質的向上を図るための組織的な取り組みを継続して行っている。これまで、平成24(2012)年度と平成25(2013)年度の両年度において、「自己点検・評価報告書」を発刊し、平成27(2015)年度においても日本高等教育評価機構の認証評価の受審のための報告書を作成しており、点検・評価業務は適正に実施されているものと判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 4-1-7】学校法人滋賀学園規程集(2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程)

【資料 4-1-8】平成 27 (2015) 年度 自己点検・評価委員会議事録

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学は平成 21 (2009) 年春に開学され、平成 27 (2015) 年度に第 3 期生が社会に巣立った歴史の浅い大学である。学年進行過程における自主点検・評価業務の内容や範囲は、徐々に明確化されてきた。横断的かつ総合的な検証が困難な状況にあった。こうしたなかで、平成 24 (2012) 年度には、開学後の学年進行期における教学状況を総括した形で点検・評価を実施し、初版となる「平成 21 (2009) 年度~平成 24 (2012) 年度自己点検・評価報告書」を作成した。【資料 4-1-2】

さらに、平成 25 (2013) 年度では、平成 27 (2015) 年度に日本高等教育評価機構の認証評価の受審を念頭に、所定の評価指標に基づき、第 2 版となる「平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書」を作成した。また、平成 27 (2015) 年度大学機関別認証評価報告書では平成 24 (2012) 年度の点検評価で浮き彫りにされたさまざまな課題についての改善や対応策について可能な限り明らかにし、大学の体制整備の改善に向けた取り組みを総括した。【資料 4-1-3】

なお、本学の自主的な点検・評価業務は、中期経営計画に則り別途作成する「事業実施計画」の進行管理を踏まえて、これらの取り組みを総括する形で、3年ごとに点検・評価報告書を作成する予定にしている。

【自己評価】

開学後の歴史も浅く、評価内容に踏み込み不足の面もあるが、できる限り実効性のある具体的な評価に努め、大学が抱える今日的な課題や改善事項を浮き彫りにしてきている。これらのうち、中・長期的な対応を要する事項については、中期経営計画に基づく事業実施計画に位置付けることとしている。

自己点検・評価は、日常業務の集大成であり、各組織・部署において自主的・自立的な点検・評価意識を深く根付かせていきたい。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 4-1-2】平成 21(2009)年度~平成 24(2012)年度 自己点検·評価報告書

【資料 4-1-3】 平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-4】平成 27 (2015) 年度 大学機関別認証評価 評価報告書

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の自己点検・評価の取り組みは、平成 21 (2009) 年の開学後直ちに所轄の委員会が設置され、教学や大学運営に係わる事項を検証してきた。開学時は在校生が少なく、また、教育課程も限定されたものであったが、これらの取り組みをもとに「平成 21 (2009) 年度~平成 24 (2012) 年度自己点検・評価報告書」を、「平成 25 (2013) 年度自己点検・評価報告書」を取り纏め、理事会に報告の上、図書館に備置するとともに、本学ホームページ等で公表した。平成 27 (2015) 年度に受審した大学機関別認証評価の評価結果についてもホームページ等で公表をしている。

18歳人口の減少を背景として、高等教育機関の在り方が厳しく問われるなかで、学生や

教職員を取り巻く社会環境も大きく変容しつつあり、不断の見直しは欠かせない。点検・ 評価結果をもとに事業実施計画を策定し、進展状況を見極めながら3年に1回のペースで 自主的な自己点検・評価を行い、報告書を作成する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

≪4-2の視点≫

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

自己点検・評価内容の説得性を高める上で、エビデンスは極めて重要である。開学以降継続して開催してきた自己点検・評価委員会においては、当然のことながら、学内におけるさまざまな取り組みや印刷物、ホームページ等で公表している関連データ、アンケート調査などをもとに検証を加え、業務の精度と透明性の高揚に努めてきた。さらに平成 27 (2015) 年度の大学機関別認証評価を受審することを念頭に体制を強化し、関連資料の整備に努めてきた。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、各検討機関である委員会での協議を踏まえ、 委員長及び関係部署の長が執筆し、自己点検・評価委員会においてエビデンスの妥当性 や既述内容について検討の上、評価報告書としてまとめあげている。

【自己評価】

これまで 2 回にわたり実施してきた 自己点検・評価は、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の「受審てびき」を参考に、より一層エビデンスに忠実に点検・評価を行った。

採択したエビデンスは、記述を担当する各委員会において説得性と透明性を基準に評価検証を加えた後に、認証評価連絡会議においても確認している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学は開学間もないこともあり、さまざまな体制や仕組みづくりは整備途上にあり、IR機能をもった各種情報を収集分析する部署等は未設置の状況にあったが、現在、平成28 (2016) 年度からの部署の設置に向けた準備を行ってきている。

また自己点検・評価書の取りまとめに際しては、客観性を念頭に既存の統計資料や公的データをもとに新たに調書を作成するなどエビデンスの公正・透明性に努めている。

さらに、昨年度実施した学生アンケートの平均回答率は、概ね70%台の高水準にあり、 学生の満足度を知る有効な資料になっている。学長と学生代表による直接対話なども大 学運営の実態を把握するうえで、意義ある指標となっている。【資料4-2-1】

この他、FD/SD 研修におけるさまざまな情報は、活力ある大学運営にとって不可欠なものであり、研修会後に各受講者から出された報告を「報告書」に取り纏め、授業改善、実務改善に役立てている。【資料 4-2-2】

【自己評価】

収集したデータ・資料については、「自己点検・評価委員会」で精査され、評価書作成の基礎的資料としている。また、分析結果についても、学内の関係組織などを通して教職員に周知され、情報の共有化を図っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 4-2-1】平成 27 (2015) 年度

「学生生活に関するアンケート調査」票と集計結果 【資料 2-7-11】に同じ 【資料 4-2-2】平成 27(2015)年度 FD/SD 研修会開催状況および報告書【資料 1-2-6】に同じ

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

自己点検・評価書の作成にあたり、全学的な取り組みを念頭においた「認証評価基準と対応組織【資料 4-1-4】」を定め、教授会傘下の各委員会において評価基準項目ごとに評価分析を行っており、評価内容については学内の教職員には十分周知されている。また、既刊の「自己点検・評価報告書」は、執筆に係わった関係部署をはじめ、学内の全教職員に配布している。

評価報告書の学外への配布については、現時点では実行していないが、図書館に配架して閲覧に供しているほか、「平成25(2013)年度自己点検・評価報告書」は本学ホームページにおいて公表している。【資料4-2-3】

【自己評価】

自己点検・評価の結果については、報告書の学内教職員への配布のほか、ホームページや各種の刊行物を通して適切に周知されている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 4·2·3】ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/ (自己点検・評価報告書)

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

視点の①から③において記述したように、本学はこの数年間は学年進行の過程にあった ことから、総合的な視点からの自己点検・評価がなされていない。平成 24 (2012) 年度

及び平成 25 (2013) 年度に実施した自己点検・評価の事務作業、平成 27 (2015) 年度の大学機関別認証評価をに向けた点検作業を通して得られた知見や反省を踏まえて、精度の充実、高揚をさらに図っていきたい。

なお、各検討組織が全学の現状を総体的に把握するには調査データを一元的に集約する ための IR 機能の設置が課題となっていたが、平成 28 (2016) 年度からの運用に向けた部 署の準備作業が現在行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組の確立と機能性 【事実の説明】

平成 24 (2012) 年度及び平成 25 (2013) 年度に実施した自己点検・評価において、「改善・向上方策(将来計画)」として浮きぼりにされた教学や経営・管理運営上のさまざまな課題の対応策について「改善・向上事項への対応と評価」として取りまとめ、全学的な取り組みを行い、その経過等について教授会等で公表している。平成 27 (2015) 年度当初時点での評価において、今後とも継続して実施するものや未解決の事項については自己点検・評価委員会にて進行管理を行っていきたい。【資料 4-3-1】

なお、現在、法人が作成した中期経営計画の戦略的な推進に向けて平成 27 (2015) 年度を初年とする「びわこ学院大学中期目標・中期計画」は教授会を中心に調整作業中であり、本実施計画の実効性を高めるため、PDCA サイクル手法によりローリングを行ってきている。【資料 4-3-2】

【自己評価】

自己点検・評価に係る改善・向上方策への取り組みは、PDCA 手法に準ずるものであり、このことにより、当面する諸課題等について教職員への浸透がはかれた。また、完成した「びわこ学院大学中期目標・中期計画」に基づく、平成 27 (2015) 年度の総括と計画修正が行われ、その進行状況を各部署でチェックすることにより、PDCA の仕組の確立と機能性が確保できつつあるものと考える。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 4-3-1】自己点検評価結果に係る改善計画

【資料 4-3-2】びわこ学院大学 教授会資料(2015.4.22)

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検の意義は、大学のありのままの姿を多面的に評価分析し、検証を加え、新たな 展開に結び付けることにあり、大学の体質改善と質の向上を図る上で、有効な手段である。

PDCA サイクルの仕組みを大学全体でどのように深化させ、展開していくかについては、具体化に向けて現在調整中であるが、基本とするところは、本学の教職員が報告書の内容を共有して自らが果たすべき役割を自覚することにある。平成 27 (2015) 年の「大学機関別認証評価」の受審を通して確認された事項については、改善・改革のため実施計画を策定し、PDCA 手法をもとに、効果的に改善策を進めるためには、推進体制が重要であり、既存の組織の活用と併せて、全学的な取り組みを進めるための推進体制について検討していきたい。

なお、スポーツ教育学科が完成年度を迎える平成 29 (2017) 年度以降の教育福祉学部 における教育課程を検討するための組織として「教育福祉学部将来構想検討専門委員会(仮称)」を立ち上げ、前述した「びわこ学院大学中期目標・中期計画」を調整するための基本 的枠組みを策定する。

[基準4の自己評価]

基準4自己点検評価については、本学は歴史的蓄積が乏しく、点検・評価の対象となる事例が少ないこともあって、細部に亘る目配りや踏込不足は否めない。自己点検・評価委員会の運営においてはこうした点を配慮して、さらなる改善に取り組んでいきたい。

近年、大学間の競い合いがより激しくなるなかで、大学の評価が厳しく問われる時代となっている。そのためには、教育内容、学生の満足度、キャンパスアメニティー、地域との係わり、教職員の支援の在り方などについて、大学一丸となって深く検証するとともに、強い意志力を持って取り組まなければならない。

平成 27 (2015) 年度の日本高等教育評価機構による認証評価では、「適合」の認定を受けることができた。この取り組みを通して改善も進んだが、まだ不完全な部分も残されている。 今後、更に大学の使命・目的及び教育目的が達成されるよう継続して見直しを図っていきたい。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 教育と福祉の統合・融合

A-1 教育と福祉の統合・融合

≪A-1 の視点≫

- A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究
- A-1-② 教員免許状更新講習における現役教員への講習
- A-1-③ 教育と福祉の統合・融合の試み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を概ね満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究

「不登校」、「いじめ」、「児童虐待」、「家庭内暴力」、「ニート」などの問題は、教育的 視点と福祉的視点の双方からその改善のための手立てを模索していくことが必要である。 本学部の名称である「教育福祉学」はこうした子どもをめぐる状況の中で、教育と福祉の双方の視点の必要性が切実に求められていることに対応した学問である。本学では、これらの諸問題の解決の方向性を探ることを主題とする「教育福祉学」、「子ども学総論」を必修科目としている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

A-1-② 教員免許状更新講習における現役教員への講習

本学では、教員免許状更新講習を平成 23 (2011) 年度以降平成 27 (2015) 年度まで毎年夏期に5 度実施している。受講者からは「おおむね良好」との評価を受けている。講習での開設科目としては、本学ならではの教育と福祉の融合という視点から、教育系、福祉系の各教員の専門性を生かしたテーマで講習科目を設定した。特に選択講習では、「教育と福祉(1) 災害に学ぶ一学校・園の危機管理」、「教育と福祉(2) 教育と福祉の統合」、「初等教育の実践力養成(3) スクールカウンセラーに学ぶ現代教育の課題」といった、福祉的領域からの教育事象へのアプローチを主題とする独自性の高い科目設定を行っている。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

A-1-③ 教育と福祉の統合・融合の試み

昨年度の第1回「なぜ・いま教育福祉学を学ぶことが必要なのか」シンポジュームに引き続き、平成28 (2016) 年1月27日第IV講時、「いま問われている教育福祉の視点と具体的な援助」のテーマで、今村雅夫氏(全国公的扶助研究会副会長)、品田真孝氏 (NPO 山科醍醐こどものひろば事務局)、本学子ども学科講師竹澤賢樹氏(福井県社会福祉士会会長)の3人の方々をパネラーとして第2回目のシンポジュウムを開催した。本学の教員及び1、2年生の参加のもと、パネラーのそれぞれの立場から見た教育と福祉の現場ではどのような貧困状況が進んでいるのか、こうした貧困状況に対して福祉の専門職はどのように対峙しているのか、教育福祉学という視点からどのように援助を行うことが求められているのかを探った。

第2回シンポジュウムは「キャリアデザインⅡ」の授業を使って実施したが、今後も

継続して教育と福祉の統合・融合を試みるためのシンポジュウムを開催する予定である。 【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】





今年度新たに、学長裁量経費プロジェクト「教育と福祉の融合に関する原理的・実証的研究」(遠藤六朗スポーツ教育学科教授、平尾良治子ども学科教授、浅田昇平子ども学科准教授、竹澤賢樹子ども学科講師)を発足させて、(1)教育と福祉の融合に関わる文献研究、(2)国、滋賀県における教育・福祉、子ども問題等の戦後史の作成、(3)第2期の研究調査の方法と研究設計の検討、(滋賀県内の事案の検討)を行った。【資料 A-1-7】 【資料 A-1-8】

【自己評価】

本学では、教育福祉学部の理念に基づき、教育と福祉が統合・融合した識見を有する 人材育成に向けて教育活動を展開している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 A-1-1】2015 シラバス (p.30)「教育福祉学」シラバス

【資料 A-1-2】2015 シラバス (p.30)「子ども学総論」シラバス

【資料 A-1-3】平成 27 (2015) 年度 教員免許状更新講習実施要項

【資料 A-1-4】免許状更新講習の開設評価結果報告書 感想等(自由欄)

【資料 A-1-5】第 2 回教育福祉学シンポジューム「いま問われている教育福祉の視点と具体的な援助」

【資料 A-1-6】第2回教育福祉学シンポジューム DVD2016.1.27

【資料 A-1-7】平成 27 (2015) 年度 学長裁量経費「プロジェクト経費」計画調書

【資料 A-1-8】 『教育と福祉の融合に関する原理的・実証的研究』

(3) 改善・向上方策 (将来計画)

教育福祉学の確立は個々の教員の資質、力量に依存するのではなく、教育福祉学部子ども学科及びスポーツ教育学科全体として取り組んでいくものである。また、教育と福祉の統合・融合をめざして行うシンポジュウムの継続、充実を図る。教育福祉はまだ「論」の域を出ないが、全学的な実践的取り組み、シンポジュームやプロジェクトによる研究を行って、「学」へ発展させたい。

基準 B 地域連携・貢献

B-1 地域連携·貢献

≪B-1 の視点≫

- B-1-① 各種審議会、委員会への参画
- B-1-② 地域課題に関する講師派遣
- B-1-③ 地域関連講座と授業
- B-1-④ 学生の地域貢献活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

平成 27 (2015) 年度は、外部連携研究センターを窓口として、地域の課題解決に向けての企画・運営や各種講演会等の講師派遣、地域関連授業の開設を通じた連携や地域貢献を行った。しかし、教員が個人的に受ける依頼も多く、外部連携研究センターが一本化された窓口として機能するには至っていない。地域貢献に対する本学の人的資源の有効活用を図るためには、いっそうの組織的な対応が望まれる。平成 26 (2014) 年度における主なものは以下のとおりである。

B-1-① 各種委員会等への参画

下記の表に示すように、本学所在地の東近江市をはじめとして、近隣の野洲市、守山市、滋賀県、京都府の委員会、協議会等に参画して、その運営に協力した。【資料 B-1-1】

No.	府県市	委員会等
1	東近江市	東近江市教育委員
2		東近江市発達支援推進協議会
3	野洲市	野洲市特別支援教育推進協議会
4	守山市	社会福祉協議会
5	滋賀県	介護福祉人材センター運営会議
6		保育士・保育所支援センター運営調整委員会
7	京都府	特別支援教育充実連絡会議
8		山城地区特別支援教育コーディネーター会議

B-1-② 地域課題に関する講師派遣

下記の表に示すように、本学教員の専門性を活かして東近江市をはじめとして、野洲市、愛荘町、犬上郡、湖南市、甲賀市、大津市、長浜市、竜王町、米原市、滋賀県、岐阜県、京都市、京都府、大阪府、三重県、和歌山県、福井県、石川県、徳島県、鹿児島市、文科省等、県内のみならず、他府県の地域の課題解決に貢献している。【資料 B-1-2】

	No.	府県市	地域課題等			
	1	東近江市	東近江市立幼稚園園内研修等			
	2		東近江市立保育園園内研修等			
	3		東近江市立小学校校内研修等			

4		東近江市立中学校校内研修等
5		東近江警察協議会
6		東近江市政策推進懇話会
7		東近江市養護教諭研究会
8	野洲市	野洲市立幼稚園園内研修等
9	愛荘町	特別支援教育研修会
10		愛荘町立幼稚園園内研修等
11		愛荘町立小中学校発達支援研修会
12		愛知郡愛荘町愛犬つくし教室
12	犬上郡	豊郷小中管理職研修
14	湖南市	小中学校教育研究会性教育部会研修会
15		湖南地域中学校・高等学校等管理職交流・研修
16	甲賀市	発達支援システム推進検討会
17	大津市	皇子山中学校及び日吉中学校の CS の推進
18	長浜市	長浜市立古保利小学校インクルーシブ教育システム構築
19	竜王町	竜王町立竜王西幼稚園園内研究会
20	米原市	米原市内保育園及び認定こども園の職員研修
21	滋賀県	子育て支援員研修
22		滋賀県人権教育リーダー養成講座
23		滋賀県立日野高等学校評議委員会
24		野洲養護学校小学部研究会
25	岐阜県	羽島郡岐南町立きた小学校教職員研修
26		岐阜県立恵那特別支援学校公開講座及び地域連携協動会議
27	京都市	京都市つくい保育園
28		京都市端山の丘こども園
29		京都市民間保育園障害児統合保育対策事業における訪問調査
30	京都府	京都府立舞鶴支援学校特別支援教育サポート研修会
31	大阪府	大阪府立大学体験参加型講座
32		大阪府立大学地域連携研究機構
33		枚方市立小中学校特別支援教育コーディネーター研修会
34	三重県	桑名市教育研究所研修講座
35	和歌山県	和歌山県すさみ町立周参見小学校校内研修
36	福井県	舞鶴市にじいろ個別支援検討会議
37		福井県生徒指導主事合同研修会
38	石川県	小松市インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業
39		石川県立小松特別支援学校
40		石川県立明和特別支援学校
41	徳島県	徳島県立阿南支援学校公開研修会
42	鹿児島市	鹿児島市立原良小学校ことばの指導教室研究協議
43	文科省	コミュニティスクール推進会議

B-1-3 地域関連講座と授業

ア 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

滋賀県立高等学校の生徒を対象とした連続講座を実施した。「ソーシャルワーカーって何?社会福祉士ってどんな資格・仕事?」「和太鼓どんどん」「糸賀一雄の障がい福祉から学ぶ」「自分のいい歌声を見つけよう―オペラってなに?」「スポーツと<こころ>~こころとからだのつながりを体験してみよう~」の5講座を準備し、高校から大学への「学びの接続」、また、「キャリア学習」の取り組みを実施した。来年度も継続予定である。【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】

イ プレ・カレッジ (出前授業)

高校生に「大学での学び」を体験してもらう機会として、本学専任教員の専門性を活かした地域貢献の機会として、プレ・カレッジ(出前授業)実施した。以下に今年度実施したプレ・カレッジをあげる。【資料 B-1-3】【資料 B-1-5】

高等学校	講義	対象	実施日
日野高校	「こころとからだを守る性教育」	3年生	9/17
国際情報高校	「コミュニケーション能力」	1年生	9/25
彦根翔陽高校	「実力を発揮するには?~メンタ	2 年生	11/6
	ルトレーニングを体験してみよ		
	う」		
甲南高校	「巣立っていく若者たちへ」	3 年生	H27/1

ウ 高校生のキャリア形成支援のための高大連携講座

高等学校における「キャリア形成支援事業」の一環として、昨年度に引き続いて水口高校、また今年度新たに能登川高校を対象に「教育」「福祉」「スポーツ教育」の3分野の講座を実施した。以下に水口高校、能登川高校のプログラムの概要をあげる。

水口高等学校キャリア形成支援事業						
	1 日目 1/25 (月)			2 日目 1/26 (火)		
	子ども・小学校	子ども・幼保	スポーツ教育	子ども・小学校	子ども・幼保	スポーツ教育
	1名	3名	5名	1名	3名	5名
I講時	教育			教育		スポーツ教育
	先生に必要な力			和太鼓		スポーツ心理学
Ⅱ講時	教育・福祉		スポーツ教育	福祉		スポーツ教育
	図画工作		陸上競技	社会福祉		スタディスキルズ
Ⅲ講時	教育・福祉			教育		スポーツ教育
	特別支援教育		子どもの健康		器械運動	
IV講時	教育・	・福祉	スポーツ教育	教育		スポーツ教育
	子どもを知る(こ	ども園あっぷる)	高齢者の健康教室	教職実践演習(小)	教職実践演習(幼)	データの活かし方

【資料 B-1-6】

能登川高等学校キャリア形成支援事業							
	1 月 目 8	/4 (火)	2 日目 8/25 (火)				
	A選択(11人)	B 選択(7 人)	C 選択(12 人)	D 選択(7 人)			
I講時	教育	教育・福祉	スポーツ				
	教師に必要な力	こども園あっぷる	ダンス				
Ⅱ講時	福祉	教育・福祉	福祉				
	介護食	子どもを知る	ソーシャルワーカー・社会福祉士				
Ⅲ講時	教育	複育 福祉 教育・		スポーツ			
	熱中症	高齢者	和太鼓	メンタルトレーニング			
IV講時	教育・	· 福祉	教育•福祉	スポーツ			
インクルーシブ教育			和太鼓	体力測定/バイオメカニクス			

【資料 B-1-7】

いずれの高大連携講座も高校生が進路を考えるための貴重な経験になった。

エ 公開講座

地域の方々を対象に本学教員による公開講座、「思春期の子どもの理解」「本場中華水餃子作り体験」「パソコン CAD 初級講座 JW-cad を使いこなす」「若々しく心身を保つ女性の健康学」「あったか絵手紙教室」を実施した。【資料 B-1-8】

才 幼稚園教諭免許取得特例講座

平成 27 (2015) 年 4 月、幼保連携型認定こども園の創設に伴って、幼稚園教諭及び保育士資格の両方を持つ「保育教諭」の配置が原則化された。保育士資格を持たない幼稚園教諭及び幼稚園教諭免許を持たない保育士を対象として、特例措置である「幼稚園教諭免許取得特例講座」「保育士資格取得特例講座」を平成 28 年度より開講し、地元の要望に応える。【資料 B-1-9】

カ 教育職員免許法認定講習(特別支援教育に関する教職員の資質向上)

特別支援学校、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教員を対象に、地元の要望に応えて特別支援学校教諭2種免許状を取得するための教育職員免許法認定講習を開講した。【資料 B-1-10】

B-1-4 学生の地域貢献活動

ア クラブによる地域貢献活動

本学のボランティアサークル、和太鼓クラブ、吹奏楽部は、授業で学んだことを生かしながら地域貢献活動を行った。和太鼓クラブを例にとると、幼稚園、保育所、学童における演奏活動や、東近江市の成人式でのオープニング演奏、湖東町のコトナリエでの演奏、地元の聖徳中学校文化祭で和太鼓指導を行った。【資料 B-1-11】【資料 B-1-12】【資料 B-1-13】

イ スポーツ教育学科による地域連携と地域貢献活動

「スポーツ教育学基礎演習 I」「スポーツ教育学基礎演習 I」において、スポーツを通じて地域連携、地域貢献を行った。

- ① 滋賀学園高校の体育祭の運営や競技の内容、審判、応援団の取り組みから体育祭の立案、運営・指導を学んだ。
- ② 関西オープンゴルフ選手権で点数表示、キャディとして協力した。
- ③ 東近江市教育委員会スポーツ課の職員、東近江市スポーツ推進協議会の委員から 地域スポーツの現状と課題を学んだ。
- ④ 東近江市立能登川南小学校におけるニュースポーツの出前授業に参加した。
- ⑤ スポーツ少年団のスポーツテストの企画、運営、測定、評価を行った。
- ⑥東近江市教育委員会スポーツ課、健康推進課との合同事業として高齢者の体力測定 と運動教室を実施した。【資料 B-1-14】

【自己評価】

以上のことから、本学は建学の精神や学部の教育・研究目的にしたがって地域と連携し、 地域課題の解決に貢献していると判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 B-1-1】委員会への参画

【資料 B-1-2】地域の課題等に関する講師派遣等

【資料 B-1-3】学外連携事業 滋賀県立高等学校生徒を対象とする連続講座

【資料 B-1-4】平成 27 年度滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座の実施計画表

【資料 B-1-5】平成 27 年度版びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部プレカレッジ(出前授業)一覧

【資料 B-1-6】水口高等学校 キャリア形成支援事業

- ・水口高校・山﨑正和教諭(進路指導主事)より依頼
- ・水口高校との高大連携事業(キャリア形成支援事業)その1
- ・水口高校との高大連携事業 (キャリア形成支援事業) その2
- ・1日目水口高等学校キャリア形成支援事業プログラム
- ・2日目水口高等学校キャリア形成支援事業プログラム
- ・水口高等学校キャリア形成支援事業プログラム (日程)
- ・水口高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート(8月25日分)
- ・水口高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート(8月26日分)
- ・「水口高校インターンシップについてのアンケート」について 平成 26 (2014) 年度 学外連携事業の取り組みまとめ

【資料 B-1-7】能登川高等学校 キャリア形成支援事業

- ・滋賀県立能登川高等学校との高大連携について(4/9 訪問メモ)
- ・能登川高等学校との高大連携事業
- ・能登川高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート(8月4日分)
- ・能登川高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート(8月4日分)
- ・能登川高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート(8月25日分)
- ・能登川高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート(8月25日分)

【資料 B-1-8】平成 27 (2015) 年度 公開講座まとめ

【資料 B-1-9】びわこ学院大学幼稚園教諭免許取得特例講座 平成 28(2014)年度実施要項

【資料 B-1-10】平成 27 年度びわこ学院大学教育職員免許法認定講習 (特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業) 実施要項

【資料 B-1-11】2015 年度びわこ学院大学和太鼓クラブ活動計画

【資料 B-1-12】広報ひがしおうみ 2016.2, No.133

【資料 B-1-13】滋賀報知新聞, 2016.1.15

【資料 B-1-14】スポーツ教育学科による地域連携と地域貢献活動

(3) 改善・向上方策 (将来計画)

小規模校の本学にとって、教員の専門性や人脈に偏りがあることはやむを得ない。しかしながら、各個人が持つ専門性を十分に吟味し、その特性を広く地域に情宣することによって、それぞれのネットワークがさらに拡大する可能性を持っている。そのためには、地域連携や貢献に対する外部連携研究センターを機軸にして、機能的かつ実践的な活動を展開する。

基準 C 実践力・人間力の育成

C-1 実践力・人間力の育成

≪C-1 の視点≫

- C-1-① 「わくわくフェスタ」及び「BGU 運動会」の取り組み
- C-1-2 教育ボランティア
- C-1-3 国際交流

(1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

(2) C-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

C-1-①「わくわくフェスタ」及び「BGU 運動会」の取り組み

これは、乳幼児から小学校高学年までの子どもたちやその保護者を対象にした「遊び」をテーマとした学内行事であり、スタディスキルズ及びキャリアデザインの授業も使って大学祭の期間中の1日を活用して実施している。また、地域の人びとが大学に訪れる地域交流の場ともなっている。昨年はアンケート用紙の配布数400、回収数235であったが、1,000人を超える来場があったと推定されるが、今年度はその1.5倍程度の来場があったようである。

わくわくフェスタは、実践力と人間力という点で次のような教育上の成果があると考えている。

ア 実践力

保育・教育における実践力を持った保育士や教員を育成することは、本学の使命である。本学では、講義や演習で学んだ内容を保育・教育の実践に活かす機会として「わくわくフェスタ」を位置づけている。『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『小学校学習指導要領』や講義、演習で学んだ、乳児から幼児、児童の発達過程の特徴を考慮した遊びを「わくわくフェスタ」として提供し、実際に体験することで、実践力の向上を図っている。

「科学 DE ふしぎ発見」「絵本の中から飛び出した!」「4D シアターぐりとぐら」「作って狙ってバンバンバン」「探せ、全てをそこに置いて」「らくがきランド」「回して飛ばして楽しんで」「おいでよ!わくわくの森」といったテーマで学生は子どもたちから遊び

を通して学ぶことができた。【資料 C-1-1】【資料 C-1-2】【資料 C-1-3】【資料 C-1-4】【資料 C-1-5】

イ 人間力

連携・協働する力としての人間力は、グループで連携し協力し合って企画を運営、実施する能力である。他者と連携、協力しながら教育活動を展開することは教員、保育士に求められる重要な資質、力量であり、来年度もわくわくフェスタの一層の充実が望まれる。

さらに、スポーツ教育学科の2年生によるBGU運動会(ドッジボール、障害物競走、綱引き、リレー、びわこWAR)が開催された。わくわくフェスタと同様に、この活動も学生の実践力、人間力の開発に有効な取り組みといえる。【資料 C-1-6】

C-1-② 教育ボランティア

本学では、学校、園でのボランティア、あるいは、社会教育分野、学校・園以外での子育て支援に関する事業のボランティアを通じて、1年生の段階から子どもとふれ合い、関わるという実践的な実務経験を奨励している。ボランティアに行く前には事前指導を受け、所定の時間をボランティアとして活動し、終了後にボランティア参加報告書の提出と教育ボランティア省察会への参加を経て単位認定を行っている。

さらに、小学校、幼稚園、保育所等での教育・保育・養護実習の実施要件として、教育ボランティアの単位を1単位以上修得することを課している。実習に行く前に、子どもに関する実践的な理解ととともに、教育・保育の現場の実態、教員・保育士の職務内容、さらに教員、保育士としての自分自身の適性などについての理解と省察を図らせることがこの目的である。

教育ボランティア省察会では、本学出身の現職の小学校や幼稚園、養護の教員、保育士を招いて、4年生を進行役として、教育ボランティアで実践したこと、学んだこと、教育ボランティアでの感動体験、採用試験体験談、教育現場の現状と教育実践の工夫、目指す教員・保育者像、学生時代の取り組み等に関してグループ別懇談会を行って、学生に対する動機づけ、意識向上を図っている。【資料 C-1-7】【資料 C-1-8】





C-1-3 国際交流

平成 27 (2015) 年度も 3 月 5 日から 12 日まで「国際文化論」を履修している学生 3 名が引率教員と友好協定校である中国の湖南文理学院、常徳師範学校を、また常徳市内の小学校、中学校、特別支援学校を訪問した。現地研修を行うことで、文化の多様性、異文化に対する理解を深めることができた。【資料 C-1-9】

【自己評価】

本学では、学生の基礎的学力の向上対策にとどまらず、入学前学習、わくわくフェスタ、教育ボランティア、異文化間交流によって実践力・人間力を伴った総合的な学力の育成に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 C-1-1】2015 年度「わくわくフェスタ」

- ・2015年度「わくわくフェスタ」開催に向けてのガイダンス
- ・2015年度わくわくフェスタ企画書
- こども園の子どもたちへのリハーサル
- ・わくわくフェスタ 2015 ふりかえりワークシート
- ・紅葉賀祭わくわくフェスタアンケート

【資料 C-1-2】BGU 運動会

【資料 C-1-3】平成 27 年度教職支援課事業報告(教育ボランティア活動支援)

【資料 C-1-4】平成 27 年度教育ボランティア省察会実施要項

【資料 C-1-5】平成 27 年度『国際文化論』海外研修実施要項

(3) 改善・向上方策 (将来計画)

AO入試、推薦入試によって入学する学生の比率が高い本学の学生は、主体的に学習や生活に取り組む習慣を持つ学生数が多いとはいえない。「学修の記録」を使用した指導の充実を図り、わくわくフェスタや教育ボランティア、異文化間交流に主体的に取り組ませて、学生の実践力や人間力の育成を図ることが重要である。